

## 4-4-2 外資導入施策上の問題点

### (1) 制度上の問題点

#### (a) 配当金送金問題

輸出による獲得外貨の範囲内で配当送金を認める制度 (Dividend Balancing) は廃止されたが、下記の消費財生産分野には依然として適用される事となっている。(表4-7参照)

外国投資家にとってインドの巨大な国内市場は大きな魅力であり、その中でも消費財生産分野は今後投資が伸展する分野である。従って、投資促進の見地からは適応分野の見直しが望まれる。

表 4-7 消費財のリスト

List of Consumer Goods Industries in Relation to  
which the Condition of 'Dividend Balancing' Applies

- 1 Manufacture of food and food products
- 2 Manufacture of dairy products
- 3 Grain mill products
- 4 Manufacture of bakery products
- 5 Manufacture and refining for sugar (vacuum pan sugar factories)
- 6 Production of common salt
- 7 Manufacture of hydrogenated oil (Vanaspati)
- 8 Tea processing
- 9 Coffee
- 10 Manufacture of beverages, tobacco and tobacco products
- 11 Distilling, rectifying and blending of spirits, wine industries, malt liquors and malt, production of country liquors and toddy.
- 12 Soft drinks and carbonated water industry
- 13 Manufacture of cigars, cigarettes, cheroot & cigarette tobacco
- 14 Manufacture of wood and wood products, furniture and fixtures
- 15 Manufacture of leather and leather and fur products
- 16 Tanning, curing, finishing, embossing & Japanning of leather
- 17 Manufacture of footwear (excluding repair) except vulcanized or moulded rubber or plastic footwear.
- 18 Manufacture of footwear made primarily of vulcanized or moulded products.
- 19 Prophylactics (rubber contraceptive)
- 20 Motor cars
- 21 Entertainment Electronics (VCRs, Colour TVs, CD players, Tape Recorders)
- 22 White Goods (Domestic Refrigerators, Domestic Dish washing Machines, Programmable Domestic Washing Machines, Microwave ovens, Airconditioners).

## (b) 売上税の問題

州政府の財源として重要な役割を持つ売上税には下記の問題があげられる。中央政府はこの問題に留意し、改善方策を検討中である。

### 1) 売上税の重複課税

企業が下請けから部品を購入する場合、最終製品に関する売上税は下請け部品の売上税を含んだ製品価格に課税される。つまり、下請け部品に関しては2重の売上税が課税される事になる。下請け部品メーカーが更に孫下請けを採用する場合には、3重の売上税が課税される事になる。企業はこの不合理を避ける為に下請けに頼らず出来る限り内製にするか、或いは材料を支給して下請け企業には賃加工させるようにしている。関連下請け企業の育成の観点からは逆行する方向にある。

### 2) 州による売上税率の差異

州により売上税率が大幅に異なっている。この為、企業によっては売上税率の低い州のみに販売拠点を設けている。

## (c) 技術導入契約上の問題

技術導入契約の自動承認基準によれば、ロイヤリティの一括支払の上限は1千万ルピーとなっている。為替変動によりこの上限額は現実的でなくなっている。また、S I Aに申請すれば上限を越える金額でも許可になるが、技術導入契約の初期交渉の時点でこの基準により交渉がまとまらなかった事例が報告されている。インドにとって外国技術導入の機会を失った事になる。

## (d) 段階的国産化計画 (P M P : Phased Manufacturing Program)

「新産業政策-91」により、P M P制度は新規に設立される会社には適用されないこととなったが、段階的に国産品の比率を上げる既存の会社にはこの制度の適用が残される事となった。この発表は、外国投資家にとって既存の会社に国産化の義務が残されたとの誤解を生じている。インド政府側の真意は、国産化の義務と引換に輸入部品に対して10%の関税減税メリットも残す事であったが、詳しい説明がなされていなかった為上述の誤解を生む事となった。この為新規外国投資家にとって投資実行を先送りすることは、優利な制度が適用されるとの見方になっている。

(e) 企業の国営化

政府系銀行は企業に対する融資金の一部を株式に転換し、事実上の国営化を実行出来る条項 (Mandatory Convertibility Clause) は「新産業政策 - 91」以降に設立される企業には適用されない事となった。しかし、既存の企業に対してはこの条項は今でも生きており、上述と同様の期待感を新規外国投資家に与えている。

(2) 各種申請手続き上の問題

インド在中の外国投資家からインドの許認可手続きについて不満が聞かれる。この問題点は以下に要約される。

- ① 担当者により解釈が違い、解決に時間がかかる
- ② 中央政府の決定を担当窓口が知らず、誤った決定を出す
- ③ 担当窓口の権限が細分化されていて、適正な窓口が判り難い、いわゆる窓口のトライ廻しが行われる。

代表的な許認可申請手続きとして投資申請手続き、ロイヤリティ等源泉徴収税に関する手続き、輸入許可申請手続き及び輸入通関手続きにつき、APPENDIXに収録した。

(a) 担当者による解釈違い問題

担当官によって異なった解釈が生じるものとして輸入ライセンス取得の要・不要問題がある。

輸入のネガティブリストに記載されている品目の中に、消費財に含まれると説明しているのが11品目、消費財に含まれないと説明しているのが21品目あり、これらに記載されていない品目については輸入許可取得の要・不要が不明確である。或担当者が工業製品の部品だと認定し輸入許可取得不要としたものでも、別の担当者は消費財だとして輸入許可の必要と判定する等混乱が生じている。

(b) 中央政府と担当窓口との連絡不備による問題

ロイヤリティ送金の際、二重課税防止協定により源泉徴収税が30%から20%に軽減されたにも拘らず30%徴収された上に、税務当局はこの超過徴収をなかなか認めず、認められた場合でも返還手続きに時間を要したケースが報告されている。

(c) 窓口担当官の権限細分化による問題点

インドの官僚制度についてはしばしば言及される問題である。インド政府もこの問題に対処するために許認可手続きの簡素化について努力はしてきている。州政府も「単一窓口サービス部門」を設ける等対処している。産業許認可、貿易手続き、通関手続きのような主要な手続きは改善され簡素化されたが、工場建物の建設、電力の受配電、電話の設置等についてはまだ複雑な手続きが必要となっている。

#### 4-4-3 外国投資家から指摘された問題点

在インド外国企業に対するインタビュー調査により得られた問題点を下記に列記する。これらの事項の中にはインド政府によって既に改善されたもの、或いは改善の方向にあるものや外国企業の担当者の誤解により指摘された事項が多く含まれており、①既に改善されたもの及び改善の方向にあるもの、②制度上改善を要するもの、③実務上改善が望まれるものに分類して記述する事とする。

(1) 既に改善若しくは改善の方向にある事項

(a) 投資許可申請に時間がかかり過ぎる。

(S I A 窓口により最大6週間に短縮されている。)

(b) 資本財輸入制限及びアフターサービス会社の補修部品輸入制限の撤廃

(輸入は事実上自由化されている。)

(c) 輸入税・物品税の税率が高すぎる

(1992年に引き続き1993年も物品税・輸入税の引き下げが発表されている。)

(d) 外国人技術者に対するビザ取得に時間がかかり過ぎる

(手続きは簡素化されている。)

(e) P M P 制度は既存企業に残されている

(義務の存続と同時に権利も存続している事実を誤解している。)

(f) 品質調査用部品の無為替輸出制限枠の拡大

(2社から指摘があったが、事実は輸出ネガティブリスト品目故のトラブルであり、現在は解決している。)

(2) 制度上改善を要する事項

(a) 外資が51%を超えた場合も自由とするべきである。

申請があれば認可の方向にあるが、制度として自動承認には到っていない。

(b) ロイヤリティの認可基準改善

i) 同一規格の新モデルに対するロイヤリティが認められない。

ii) 最低保証付きのロイヤリティ支払は認められない。

(3) 実務上改善が望まれる事項

(a) ロイヤリティ、配当金送金上の源泉徴収税超過払い

中央政府と担当窓口との指示・伝達に問題が残っている。

(b) 企業再建委員会

環境の変化により、インドにおける経営続行に見切りをつけ、資本の引上げを計画しても企業再建委員会の決定により、企業清算が認められない事例が報告されている。

(c) 通関手続き

通関手続きが複雑で、一部の通関業者のみがスムーズに通関出来るのは問題との指摘があった。

(d) 事務所運営

事務用電子機器、社有車等の輸入枠の増大等の要望があった。

その他金融制度上、労働者対策上及びインフラ整備等の問題措置があったが、それらをAPPENDIX V-IIに収録する。

表 4-8 投資環境（産業政策）比較表（1/4）

| 国名         | 1 基本姿勢   |
|------------|--|
| 1) インド     | 48年独立以来、社会主義的民主国家建設の大前提に立ち、重要産業は国营という政策をとってきたが、1980年頃から自由化政策を展開、1991年7月に新産業政策を発表、原則的に投資の自由とした。   |
| 2) パキスタン   | 89年以降、工業化促進策をとって、低開発地域に対する投資の優遇策、特別優遇産業の策定等、積極的な政策を展開している。   |
| 3) スリランカ   | 77年に従来中央統制経済を大幅に転換し、市場メカニズムを重視した開放・自由主義経済政策をとった。91年、外資導入を促進する新政策を発表し、基本的には輸出を主目的とした工業促進策を採っている。  |
| 4) バングラデシュ | 91年、経済再建の為に外資導入、国内中小企業育成等、民間部門の発展に重点を置き、以下の産業政策を発表した。<br>① 外国投資に対するBOARD OF INVESTMENT (BOI) の事前承認制度の撤廃<br>② 外資比率の制限撤廃<br>③ 国営業種以外への投資の自由化   |
| 5) タイ      | 外国からの直接投資が経済成長に大きく貢献した事より、投資促進の基本方針を堅持している。一方で高度成長は所得格差の拡大、首都バンコックへの一極集中等、問題点が生じてきている。この為、現行第1次経済計画では<br>① 量から質への転換 ② バランスのとれた安定成長<br>の必要性から地方への投資振興、知識集約型企業誘致等の政策を採ってきている。  |
| 6) マレーシア   | 製造部門の伸長は、マレーシア経済の発展を促したが、下記の如き歪みも見られる様になった。<br>(1) 輸出志向型産業は依然として資本財、原材料、部品等を輸入に頼っており、外資バランスに貢献していない。<br>(2) 中小企業の開発は遅れ、又、人材の養成、国内技術の開発も進んでいない。<br>(3) この結果、マレーシア経済の海外依存度は大きく、海外の景気の影響を強く受けている。<br>この為マレーシア政府は中小企業の育成に力を入れ、外資の導入も例えばエレクトロニクス、高技術集約産業等の選別促進策をとるようになった。 |
| 7) インドネシア  | 89年に始まった第5次5ヶ年計画では工業開発を民間主導で進める政策を採っており、輸出指向型の産業、労働集約型の産業に投資の重点を置いている。しかし、過熱気味の投資ブームにより1990年頃よりインフレが悪化してきたため、政府関連の大型プロジェクトの見直しや外貨借り入れ規制の強化等、経済を調整する動きも見られた。基本的には投資促進には強い意向を示しており、外資規制緩和は引き続き実行している。  |
| 8) フィリピン   | 91年、外国投資法を発表したが、雇用創出、生産性向上、地域開発の為に内外投資を奨励する基本理念を守っている。この為、BOI（投資委員会）は優遇される業種を選定し、投資優遇措置を講ずると共に、特にマニラ首都圏への一極集中から工業の地方分散、農村工業の活性化に重点を置いた施策を講じている。  |

表 4-8 投資環境（産業政策）比較表（2/4）

| 国名       | I 基本姿勢   |
|----------|--|
| 9) 中国    | 91年に始まった第8次5ヶ年計画では、前5ヶ年計画に引き続き、積極的な投資促進政策を展開している。特に3沿と稱し、沿海・沿辺（辺境）沿江（長江）の開発を重要とし、全土に経済特区、経済技術開発区を指定して投資の優遇策を展開している。              |
| 10) ベトナム | 86年12月の“ドイモイ（一刷新）”政策により、以下を課題としている。<br>a) 社会主義国家と資本主義経済の両立<br>b) 消費材の生産重視<br>c) 私的経営・個人経営の促進<br>d) 国営企業の独立採算化<br>e) 国際経済協力体制への参加 |

表 4-8 投資環境（産業政策）比較表（3/4）

| 国名       | 2 投資規制／投資奨励分野  |
|----------|--|
| 1) インド   | <p>(1) 投資規制業種</p> <p>a) 国営企業に限定する業種（8業種）<br/>兵器・弾薬、原子力、鉍物性油、鉄鋼石・マンガン鉍・金・ダイヤモンド等の採掘、銅・鉛等の採掘、鉄道、通信事業等</p> <p>b) 工業ライセンズが必要な業種（18業種）<br/>石炭・石油・同製品、アルコール飲料、砂糖、動物性脂、毛皮、タバコ、石棉・同関連製品、合板、新聞、航空、宇宙・軍需産業、産業用爆薬、危険性のある化学品、娯楽用電気製品（ラジカセ・ビデオ等）</p> <p>(2) その他の規制</p> <p>a) 大企業集中排除<br/>中小企業活動分野保護の為、業種によってはMRTP企業と認定された企業の持株比率を制限する。</p> <p>b) 環境対策上の規制<br/>特定の業種（コンピューターソフト事業等）以外は、大都市より25km以上離れた立地の事。</p> |
| 2) パキスタン | <p>(1) 投資規制</p> <p>a) 事前許可必要業種<br/>武器弾薬、紙幣印刷、爆薬物、放射性物質、工業用アルコールを除くアルコール</p> <p>b) 外資禁止分野<br/>農業用土地、森林、灌漑、不動産、放射性物質、保険、医療</p> <p>(2) 特別優遇産業</p> <p>a) 重要産業<br/>パイオテクノロジー、電子工業、肥料工業、オプティカルファイバー、太陽エネルギー関連</p> <p>b) エンジニアリング製品<br/>国内で生産されていない機械製品等</p> <p>c) セメント</p> <p>d) 酪農製品</p> <p>e) 鋳造用設備</p> <p>f) 電子産業</p> <p>g) 肥料製造</p>  |
| 3) スリランカ | (外資導入優先業種／禁止業種の項参照)  |



表 4-8 投資環境（産業政策）比較表（4/4）

| 国名         | 2 投資規制／投資奨励分野   |
|------------|---|
| 4) バングラデシュ | <p>(1) 国営企業のみで留保される業種<br/>武器・弾薬等兵器、原子力、造幣、植林、航空輸送業、鉄道、発電・送電・配電、通信</p> <p>(2) 準国営業種（政府との合弁に限って民間資本の参入が認められる業種）<br/>ジュート、綿織物、砂糖、鉄鋼、造船、重電機、鋳物、石油ガス、セメント、石油化学、化学品及び基礎医薬品、海上輸送、テレコムサービス用機器等</p>                |
| 5) タイ      | <p>投資奨励分野<br/>農産品、鋳物、金属及び窯業、機械及び電機機械、その他の製品、化学薬品及び化学薬品</p>  |
| 6) マレーシア   | <p>投資奨励分野<br/>製造業、農業及び農業関連産業、観光</p>   |
| 7) インドネシア  | <p>(1) 内外資共に無条件禁止業種<br/>森林伐採業、海綿の採取・利用、マリファナ及びその類似品、ベニヤ板製造、DDT薬製造、カジノ業</p> <p>(2) 国営企業との共同事業のみ認められる業種<br/>有価証券類の印刷、爆発物、ジェット機等航空関連製造業等</p>   |
| 8) フィリピン   | <p>(1) 憲法及び国有化法等により外資が規制されている業種<br/>マスメディア、広告業、学校、一般小売業、地方銀行、船舶業、質屋等、37業種</p> <p>(2) 法律に従い規制されている事業<br/>武器・弾薬の製造、危険物製造、ギャンブル、風俗営業、50万ドル以下の小規模投資</p> <p>(3) その他NEDAの指定する業種<br/>生産を伴わない輸入卸業、生命保険、損害保険業等</p> |
| 9) 中国      | <p>投資奨励分野<br/>(1) 農業開発、農業用新技術提供部門<br/>(2) エネルギー、交通等のインフラ部門<br/>(3) 先進技術及び製品の品質改善、生産性向上、環境対策、経済効率の向上を計る技術型工業部門<br/>(4) 輸出型工業部門<br/>(5) 新製品の開発工業部門<br/>(6) 資源関連工業部門<br/>(7) 輸出加工型工業部門</p>                   |
| 10) ベトナム   | <p>外資政策／基本姿勢の項参照</p>  |

表 4-9 投資環境（外資政策）比較表（1/4）

| 国名         | 1 基本姿勢  |
|------------|---|
| 1) インド     | 91年7月、新産業政策を発表し、従来の原則禁止から原則自由に政策転換した。   |
| 2) パキスタン   | 89年以降、外資誘致に向けて積極的に取り組んでおり、特に国営企業の民営化に対する外資の導入策を計っている。   |
| 3) スリランカ   | 成長志向を基調とする経済政策の為に、外国の資本・技術の導入が不可欠とし、GREATER COLOMBO ECONOMIC COMMISSION LOWを制定、GCECを外資導入の窓口として積極的に外資誘致に乗り出している。   |
| 4) バングラデシュ | 91年の新産業政策により、外資導入の積極策を打ち出している。特に労働賃金の低さをバングラデシュの優位性としてアピールし、<br>① 輸出志向型産業<br>② 輸入代替又は輸出志向のハイテク産業<br>③ 国産原料を主に利用する産業<br>④ 輸出加工区内の産業<br>⑤ 天然資源を活用する産業<br>⑥ 既存産業の品質・生産性の向上に資する投資<br>を中心に外資誘致策を計っている。   |
| 5) タイ      | 従来の積極的外資導入政策から選別的な外資導入政策に変わってきており、業種により外資の出資比率を定める等、きめ細かい施策を実行している。基本的には輸出志向型産業及び輸送インフラ整備事業、環境保護関連事業、技術開発関連事業に対して積極策をとっている。   |
| 6) マレーシア   | 86年以降、主として輸出志向型製造業投資の促進を狙って、外資政策を展開してきたが、91年11月に改訂された外資政策でもこの基本姿勢に変わりはしない。しかし、国内労働力の逼迫等により、技術・資本集約的産業を志向する方向に変わりがつき、税制面での優遇措置も縮小傾向にある。  |
| 7) インドネシア  | 80年代半ばより、世界銀行の勧告により毎年積極的に外資規制を緩和してきた。92年には、従来の資本マジョリティを15年以内にインドネシア側へ引き渡す義務があったが、これを20年に延長、外資の最低投資額を100万\$以上と定めていたが、これを25万\$以上と引き下げ、投資禁止分野を60業種から51業種に引き下げ、更に最も大きな措置として「遠隔地」と呼ばれる特定地域（バタム島等）及び保護地域に於ける外国投資を100%迄認めるとして進めている。  |
| 8) フィリピン   | 基本的には輸出志向型外国投資を促進しているが、従来外資40%という規制のあった国内市場志向型投資に対しても91年から3ヶ年に限り100%外資を認める事とした。更に92年9月より輸出企業に関しては、フィリピン国内銀行に外貨予金を認める等、外資に対する規制の緩和策をとってきている。しかし、92年には大幅な電力不足がクローズアップされてきた為、フィリピン政府はこの解決の為にBOT方式（民間企業で最高50年間運営し、その後政府に移管する方式）を採用、問題解決せんとしていている。又、外資導入が増えれば、それだけ部品輸入が増大し外貨を消費する傾向にある為、サポーターディングインダストリーの育成に力を注ぐ事も重要課題との認識が出てきた。 |

表 4-9 投資環境（外資政策）比較表（2/4）

| 国名       | I 基本姿勢  |
|----------|---|
| 9) 中国    | <p>92年、政府は対外開放加速化の大号令を発した。こうして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 従来禁止していた小売、交通、運輸、貿易、経営コンサルタント、保険等の第3次産業に対しては外資を認める様になった。</li> <li>2. 従来厳格であった外資系企業の国内販売比率に対する制限が緩和された。</li> <li>3. 沿戦略（前掲）が打ち出され、全方位大開放が実現。</li> </ol> <p>これは、従来の基本的には制限型の外資政策を輸出志向型産業から内需対応型産業にまで許可の規準を拡大し、更に経済特区等の指定地域から全国土に外資受け入れを拡大する政策への転換を意味している。これにより従来でも積極的にあった外資の投資意欲が更に拍車がかかってくるものといえる。</p> <p>尚、外資の存続も従来は規制があったが、無期限も許可される様になってきている。</p> |
| 10) ベトナム | <p>社会主義国家と資本主義的市場経済を両立せんとするベトナムは積極的に外資導入の促進策をとっている。外国投資法による外資参入規制分野は特に設けていないが、国内市場向けの自動車生産、飲食店、宝石採掘業等は当分外資には許可しない方針といわれている。奨励分野は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出志向型及び輸入代替型産業</li> <li>・ 熟練労働を要するハイテク産業</li> <li>・ 既存企業の生産性向上に資する事業</li> <li>・ 国内の天然資源を用いる労働集約型</li> <li>・ インフラの建設</li> <li>・ 観光、船舶修理、空港・港湾サービス業等、外貨の直接獲得型サービス業</li> </ul> <p>尚、外資の存続は50年迄と定められている。</p>  |

表 4-9 投資環境（外資政策）比較表（3/4）

| 国名       | 2 外資導入優先業種／禁止・制限業種   |
|----------|--|
| 1) インド   | <p>(1) 外資51%迄自動承認される業種（35業種）<br/>         金属加工産業、ボイラー及び蒸気電力発電所、動力（除く電力）、電機・電力機器、運輸（船舶、三輪車等）産業<br/>         機械、産業用工作機械、農業用機器、建設機器、圧力計等、医業用科学器具、塗料、化学薬品、<br/>         薬、紙・パルプ、ガラス、セラミック、セメント、複写機器、カーボン、RCCパイプ、ゴム機械、印刷機、電極、<br/>         合成ダイアモンド、写真、希少油の抽出、建設機械、大豆製品、合成種子、食品加工、ホテル、ソフト産業<br/>         (2) 優先業種（35業種）に対する外資比率51%以上の場合及び要工業ライセイセンス業種に外資進出する場合、許可申請を<br/>         要す。<br/>         窓口：工業省 S I A (SECRETARIATE FOR INDUSTRIAL APPROVALS)<br/>         審査：F I P B (FOREIGN INVESTMENT PROMOTION BOARD)<br/>         (メンバ－)<br/>         チャエアマン：首相特別補佐官<br/>         常任メンバ－：大蔵省次官、商業省次官、工業省工業開発局長<br/>         メンバ－：関係各省次官</p> |
| 2) パキスタン | <p>(1) 出資比率については法令面で規制はないが、外資49%以下にする様、行政指導が行われている。<br/>         (2) 合弁が望まれる業種<br/>         医薬品製造、化学工業、エンジニアリング産業サービス業、アグロインダストリー、電気・電子工業<br/>         (3) 外資導入主務官庁<br/>         大蔵省、工業省、中央銀行<br/>         要許可業種（内外資共に・前述・）以外は上記主務官庁への届出で会社設立出来る。<br/>         窓口：工業省</p>  |
| 3) スリランカ | <p>(1) 外国からの投資を認めない分野<br/>         金貸業、質業、小規模小売業（資本金100万ドル以下）、輸出業・観光業以外への人材派遣業、沿岸漁業<br/>         (2) GCEC以外の政府機関の許認可が必要な分野<br/>         一般銀行業・金融業、保険業、証券取引業、航空運送業、沿岸船舶回漕業、兵器・弾薬・爆発物、軍用機等軍用機<br/>         械、有害物、麻薬、アルコール、劇薬等、紙幣硬貨又は証券、発電・配電、大規模宝石採掘業、外国の支店又は駐<br/>         在員事務所開設<br/>         (3) 外資比率40%以上の場合、GCECの特別許可が必要な業種<br/>         紅茶、ゴム、ココナッツ、ココア、米、砂糖、香辛料等の生産及び1次加工業、鋳業・セメント等の1次加工業、<br/>         国産木材関連業、漁業、住居用ビルの建設業、水道、電話電信、マスコミ事業、教育事業、弁護士・会計士、<br/>         貨物運送・乙仲業、旅行・船舶代理店業</p>  |

表 4-9 投資環境（外資政策）比較表（4/4）

| 国名         | 2 外資導入優先業種／禁止・制限業種   |
|------------|--|
| 4) バングラデシュ | 外資政策／基本姿勢の項参照  |
| 5) タイ      | <p>(1) 外国企業の営業禁止業種<br/>米作、製塩、農産物の国内販売、土地売買、会計業務、法律業務、建築設計、広告等、12業種</p> <p>(2) 原則として外資禁止の業種<br/>園芸、牧畜、林業、米関連産業、精糖、薬品、冷凍業、木材加工、金・銀細工、マッチ、セメント、碎石、合板、織物、印刷、新聞、絹、小売業、骨董、旅行代理店、ホテル、写真、クリーニニ（37業種）</p> <p>(3) 商務省登録局の許可が必要なもの<br/>各種卸売、輸出業、飼料、織物、ガラス製品等、（14業種）</p> |
| 6) マレーシア   | <p>外資の参入が規制されている分野に関する明文規定はない。但し、マレーシア工業開発庁（MALAYSIAN INDUSTRIAL DEVELOPMENT AUTHORITY ... MIDA）は、下記11業種については輸出80%以上の企業でなければ認めない方針である。<br/>コンデンサミル、小麦粉、精白糖、セメント、クリンカー、製材、1,300～1,600ccの乗用車、鉄鋼製品、錫<br/>石油精製、電力・通信ケーブル</p>                                     |
| 7) インドネシア  | <p>(1) 外資には無条件閉鎖<br/>都市間輸送タクシー、沿岸運送業、航空業、航空機の整備、小売業、広告業、テレビ／ラジオ業、映画館、森林伐採</p> <p>(2) 一定の輸出義務（65%／100%）条件の下で外資に開放される業種<br/>養鶏業、人工甘味料、果実酒・ビール業、使い捨てガスライター、三輪自動車、家畜用ワクチン、小麦粉、たばこ、マッチ、窒素鋼板、ブリキ板、乗用車、薬の調合等</p>  |
| 8) フィリピン   | <p>政府はパイオニア産業として優先業種を毎年発表している。1992年度のパイオニア業種は下記の通り：<br/>肥料、牧畜、農業関連産業、海老以外の漁業、林業、鋳業、繊維、化学・石油化学製品、セメント、金属加工、自動車部品、半導体、通信機器、造船、エネルギー関連、等</p>  |
| 9) 中国      | 投資規制／投資奨励分野の項参照  |
| 10) ベトナム   | 外資政策／基本姿勢の項参照  |

表 4-10 投資環境（貿易政策）比較表（1/3）

| 国名         | 1 輸出入 基本政策  |
|------------|---|
| 1) インド     | <p>基本姿勢：輸出入共原則自由。</p> <p>輸出：戦略的見地からネガティブリストに記載した品目（動物、植物等）以外自由。</p> <p>輸入：ネガティブリスト記載の品目（パーソナルコンピュータ、通信用機器等最終消費財等）を除き原則自由。</p>   |
| 2) パキスタン   | <p>基本姿勢：貿易管理制度による政府管理。</p> <p>輸出：一部の禁止品目（動物・植物及びその製品等）を除き大部分の品目は無条件で認可が与えられる。</p> <p>輸入：全品目を、1) 輸入禁止品目（麻薬等） 2) ネガティブリスト品目（特例により輸入が認められるもの） 3) 規制リスト品目（輸入者指定、数値規制等条件付き輸入が認められるもの） 4) 輸入可能品目(1)～(3)以外のもの）の4分野に分類して輸入許可を与える。</p> |
| 3) スリランカ   | <p>基本姿勢：輸出入管理法（1969年制定）によって規制されている。</p> <p>輸出：輸出許可品目（鉱物、木材、飼料等）、登録業者に限り認められる品目（紅茶、ゴム、衣類等）、その他は原則許可される。</p> <p>輸入：多岐に亘る規制がある。例えば期限付き許可（自動車、貴金屬、石油製品等）、事前許可（機械類、コンピュータ・通信用機器、化学薬品等）等。</p>                                       |
| 4) バングラデシュ | <p>基本姿勢：輸出入管理法（1950年創立）を根拠とする管理貿易。</p> <p>輸出：輸出規制品目（戦略的見地からのもの-25品目）、輸出奨励品目指定有り。</p> <p>輸入：輸入規制品目は約400品目。また、登録輸入業者のみに許される品目指定有り。産業用資材の輸入規制緩和の方向。</p>  |
| 5) タイ      | <p>基本姿勢：一部を除き原則自由。</p> <p>輸出：輸出禁止20品目（米ぬか、銅、石炭、セメント等）</p> <p>輸入：輸入許可必要70品目（金、茶、砂糖、絹織物、中古車等）</p>   |
| 6) マレーシア   | <p>基本姿勢：規制強化の方向にある。</p> <p>輸出：原則として輸出奨励であるが、一部品目（タイヤ、鉱物、米、繊維製品等）は輸出承認が必要。</p> <p>輸入：自動車は輸入承認必要品目に組み入れた。国内産業保護の為、規制強化。</p>   |
| 7) インドネシア  | <p>基本姿勢：厳しい貿易管理を行っているが、規制緩和の方向である。</p> <p>輸出：輸出禁止品目や、輸出標準価格制度は残っているが原則は自由。</p> <p>輸入：1991年に至り877品目に対して関税引き下げ、輸入課徴金軽減等の、規制緩和を行った。</p>  |
| 8) フィリピン   | <p>基本姿勢：輸出は自由、輸入は規制</p> <p>輸出：原則として自由</p>   |

表 4-10 投資環境（貿易政策）比較表（2/3）

| 国名       | 1 輸出入 基本政策  |
|----------|---|
| 8) フィリピン | <p>輸 入 : 輸入禁止品目、輸入統制品目、輸入規制品目、輸入自由品目の四段階に分類、管理されている。</p>  |
| 9) 中 国   | <p>基本姿勢 : 指定経済地区を除き厳しい貿易管理を行っている。<br/>                     輸 出 : 原則として対外経済貿易部の輸出許可取得が必要。<br/>                     輸 入 : 原則として対外経済貿易部の輸入許可取得が必要。</p> |
| 10) ベトナム | <p>基本姿勢 : 貿易管理<br/>                     輸 出 : 商業省による輸出許可取得が必要。<br/>                     輸 入 : 輸入品目による制限はないが、外資割当制限によって輸入は管理される。</p>                 |

表 4-10 投資環境（貿易政策）比較表（3/3）

| 国名         | 2 輸入税 外国為替管理  |
|------------|---|
| 1) インド     | 輸入税 : 最高85%、(コンピュータ 80%、一般機械 25%、一般プロジェクト 35%)<br>為替管理 : 市場レートによる完全自由交換制 (但し貿易勘定のみ)                               |
| 2) パキスタン   | 輸入税 : 最高60%<br>為替管理 : 資本、配当金の海外送金、非居住者の株式投資、外貨借り入れ、居住者の外国での外貨預金はすべて自由。  |
| 3) スリランカ   | 輸入税 : 資本財の輸入は比較的低率だが、非基礎商品、奢侈品には高率関税。<br>為替管理 : IMF 14条国 (為替制限撤廃を努力している国。) 交換は変動相場制で毎日変動する。                       |
| 4) バングラデシュ | 輸入税 : 2.5~30%<br>為替管理 : 外国為替法 (1947年制定) による。IMF 14条国、交換レートは、加重通貨バスケット方式によって決定される。                                 |
| 5) タイ      | 輸入税 : 20%~60% (自動車は60%)<br>機械部品の輸入関税は、1990年一律10%引き下げられた。<br>為替管理 : IMF 8条国 (為替自由の国) 但し、外貨集中制度を施行している。交換レートは変動相場制  |
| 6) マレーシア   | 輸入税 : 工業製品は15~20%、製造業向けの原材料関税2~3%<br>為替管理 : IMF 8条国 中央銀行が責任を持つが、外国為替銀行が実務委任されている。交換レートはUS\$を中心とした8通貨バスケット方式       |
| 7) インドネシア  | 輸入税 : 工業製品は大半10~20%の低関税 (自動車は100%)<br>為替管理 : IMF 8条国 (為替自由) 交換レートは変動相場制だが、中央銀行は毎日、無制限に市場介入する事もできる。                |
| 8) フィリピン   | 輸入税 : 最高税率 50% 国内産業保護の性格が強い。<br>為替管理 : IMF 14条国、規制緩和の方向に向かっている。   |
| 9) 中国      | 輸入税 : 0%~150%<br>高税率対象品目 (酒、タバコ、小型乗用車等)<br>一般機械類は低率   |
| 10) ベトナム   | 為替管理 : IMF 14条国、交換レートは、元・ドル固定相場制<br>輸入税 : 0%~100% (建設資材0%、機械類20~50%、アルコール・タバコ100%)<br>為替管理 : IMF 14条国、交換レート 変動相場制 |



表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（1/7）

| 国名       | 1 税制及び優遇税制  |
|----------|---|
| 1) インド   | <p>(1) 税の種類及び税率<br/>           法人所得税：株式会社 - 51.75%、非公開会社 - 57.5%<br/>           物品税：7.5% ~ 40% (自動車40%)<br/>           源泉徴収税：ロイヤリティ30%、配当25%、利子25%<br/>           売上税：各州によって異なる<br/>           入市税：市によって異なる<br/>           財産税：市によって異なる<br/>           輸入関税：最高85%</p> <p>(2) 優遇措置（中央政府）<br/>           i) 優先36業種に対して10年間課税所得から30%減額<br/>           ii) 後発工業地の新産業、及びホテル業に対して5年間、更に20%の減額<br/>           iii) 省エネルギー設備 一年で100%償却可能<br/>           iv) EOU/EPZ企業 所得税5カ年間免税<br/>           v) EOU/EPZ企業 輸入税免除（資本金、原材料、部品等）</p> <p>(3) 優遇措置（州） - 州によって異なる<br/>           i) 売上税 減・免税<br/>           ii) 環境対策費、調査研究費、資本金等に対する補助金制度</p> <p>その他の税：農業所得税（農業のみ）<br/>           利子税（銀行、金融機関）<br/>           消費税（ホテル、レストラン）<br/>           贅沢税（上級ホテル）</p> |
| 2) パキスタン | <p>(1) 税の種類及び税率<br/>           法人所得税：55%<br/>           売上税：12.5% ~ 20%<br/>           消費税：0% ~ 80%<br/>           源泉徴収税：10%<br/>           道路税：州によって異なる<br/>           電気税：州によって異なる<br/>           入市税：市によって異なる</p>  |

表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（2/7）

| 国名         | 1 税制及び優遇税制   |
|------------|--|
| 2) パキスタン   | <p>(2) 優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) '90年12月より95年6月迄に設立された全ての企業に対して3カ年間所得税免除</li> <li>ii) 指定地域によって免税期間が5年～8年に延ばされる。</li> <li>iii) 指定産業に対しては、3年の免税期間は4年に延ばされる。</li> <li>iv) 指定業種に対して関税と売上税が免除される。</li> </ul>   |
| 3) スリランカ   | <p>(1) 税の種類と税率</p> <p>法人所得税：46.75%（公開会社）<br/>         取引高税：5～20%<br/>         源泉徴収税：10～15%（二重課税防止協定国）</p> <p>輸入税：資本財は低率（5～20%）</p> <p>(2) 優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 特別指定業種に5～15年間所得税免除</li> <li>ii) EPZ/EOU 輸入関税免除</li> </ul>   |
| 4) バングラデシュ | <p>(1) 税の種類と税率</p> <p>法人所得税：46.75%（公開会社）<br/>         取引高税：2%<br/>         源泉徴収税：10%（日本向け）</p> <p>付加価値税：15%<br/>         開発賦課金：4%<br/>         輸入税：2.5～30%</p> <p>(2) 優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 特別指定業種、地域に5年～12年所得税免税</li> <li>ii) EPZ/EOU 所得税免税期間終了後も30%～100% 税の払い戻しをする。</li> <li>iii) 新工場資本財輸入税 2.5%～20%に減税</li> <li>iv) EPZ/EOU 輸入税免除</li> </ul> |
| 5) タイ      | <p>(1) 税の種類及び税率</p> <p>法人所得税：30%<br/>         物品税：石油及び石油製品、清涼飲料、セメント<br/>         マッチ、タバコ、ライター、トランプ<br/>         （5～100%）</p> <p>源泉徴収税：15%<br/>         輸入税：5%（機械類）<br/>         地方税：州によって異なる<br/>         固定資産税：州によって異なる</p> <p>付加価値税：7%</p>  |

表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（3/7）

| 国名        | 1 税制及び優遇税制  |
|-----------|---|
| 5) タイ     | <p>(2) 優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 地域を3つに分け、第1/第2/第3/地区毎に夫々0/3年/6年間法人所得税免税</li> <li>ii) 輸出地区 3年間所得税免税 輸入税免除</li> <li>iii) 第3地区 輸入税免除</li> <li>iv) ロイヤリティ 源泉徴収税 5カ年免除</li> </ul>  |
| 6) マレーシア  | <p>(1) 税の種類及び税率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税 : 35%</li> <li>売上税 : 5~10%</li> <li>源泉徴収税 : 20%</li> </ul> <p>サービス税 : 5~10%</p> <p>輸入税 : 15~20%</p> <p>(2) 優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 法人所得税減税 5カ年（課税所得の30%のみに課税）</li> <li>ii) 輸出控除、輸出額の5%</li> <li>iii) 機械設備 関税免除 輸出に関わる原材料部品関税免除</li> </ul>                       |
| 7) インドネシア | <p>(1) 税金の種類及び税率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税 : 15%~35%</li> <li>付加価値税 : 10%</li> <li>奢侈品販売税 : 10%~35%</li> <li>源泉徴収税 : 10%</li> </ul> <p>輸入税 : 10%~100%（機械類10%~20%）</p> <p>固定資産税 : 0.1%</p> <p>(2) 優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 税制上の優遇措置はない</li> <li>ii) 資本財の輸入税免除、補助設備50%削減</li> <li>iii) 保税地区 輸入税免除</li> </ul> |
| 8) フィリピン  | <p>(1) 税金の種類及び税率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税 : 35%</li> <li>付加価値税 : 10%</li> <li>物品税 : (酒、煙草、自動車等)</li> <li>源泉徴収税 : 10%~25%</li> </ul> <p>地方税 : 州、市、郡毎に異なる</p> <p>輸入税 : 最高60%</p> <p>固定資産税 : 0.5%~2%</p>   |

表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（4/7）

| 国名       | 1 税制及び優遇税制  |
|----------|---|
| 8) フィリピン | <p>(2) 優遇措置</p> <p>i) 指定業種に4年～6年間の法人所得税免除</p> <p>ii) 指定業種に地方税、関税免除</p>  |
| 9) 中国    | <p>(1) 税金の種類及び税率</p> <p>法人所得税：30%</p> <p>工商統一税：1.5%～69%</p> <p>輸入税：3%～150%</p> <p>源泉徴収税：10%</p> <p>地方所得税：3%</p> <p>財産税：0.84%</p> <p>(2) 優遇措置</p> <p>i) 経済地区内企業に対して所得税15%に軽減</p> <p>ii) 指定業種に対しては2カ年間所得税免除</p> <p>iii) 特区内企業の資本財原材料は免税</p>                             |
| 10) ベトナム | <p>(1) 税金の種類及び税率</p> <p>法人所得税：15%～25%</p> <p>事業税：特別サービス等対象 2～10%</p> <p>売上税：1%～10%</p> <p>特別売上税：20%～40%（たばこ、アルコール、トランプカード等）</p> <p>源泉徴収税：5%～10%</p> <p>輸入税：20%～50%</p> <p>(2) 優遇措置</p> <p>i) 投資奨励分野に対しては所得税を10～20%に軽減</p> <p>ii) EPZ 法人所得税は4カ年間免税 その後10%に減税。輸入税免除</p> |

表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（5/7）

| 国名         | 2 その他の措置   |
|------------|--|
| 1) インド     | <p>外資比率 : 優先36業種に対して外資51%未満の場合自動承認。51%超の場合はFIPBで審査。</p> <p>工業所有権 : 58年商標法(THE TRADE &amp; MERCHANDISE MARKS ACT, 1958) 及び70年特許法(THE INDIAN PATENTS &amp; DESIGNS ACT, 1970)に基づき 使用主義を採用している。<br/>工業所有権保護国際条約に加盟していない。外国企業は、インド国内での自社ブランド、商標の使用が92年1月以降認められる事となった。</p> <p>資金調達 : 株式公開による資金調達可能。政府系融資機関の2~3% 抵利融資。</p> <p>外資比率 : 法的な制限はないが、外資は49%以下にする様、行政指導が行われている。</p> <p>工業所有権 : 74年特許法(INDIAN PATENTS &amp; DESIGNS ACT, 1911)を74年に採用) および、商標法(INDIAN TRADE MARKS ACTS, 1940)を採用) が基本法で、特許は16年有効。商標権は7年有効となっている。<br/>工業所有権保護条約には加盟していない。</p> <p>資金調達 : 株式公開による資金調達可能。政府が保証しない外貨の借り入れは自由。<br/>政府等融資機関よりの抵利貸出。</p> |
| 2) パキスタン   | <p>外資比率 : 指定地区内企業に対しての外資比率規制はない。</p> <p>工業所有権 : 1952年万国工業所有権条約に加盟<br/>特許は15年有効；商標は10年有効。その後10年の更新が可能。</p> <p>資金調達 : 株式公募による資金調達可能。<br/>政府金融機関の低利融資の他に外国系融資銀行からの融資も期待できる。外貨による借り入れも可能。</p> <p>外資比率 : 外資比率の規制はない。</p> <p>資金調達 : 公募による資金調達可能。<br/>政府系開発投資機関よりの低利融資。外貨の借り入れは規制される。</p>   |
| 3) スリランカ   | <p>外資比率 : 指定地区内企業に対しての外資比率規制はない。</p> <p>工業所有権 : 1952年万国工業所有権条約に加盟<br/>特許は15年有効；商標は10年有効。その後10年の更新が可能。</p> <p>資金調達 : 株式公募による資金調達可能。<br/>政府金融機関の低利融資の他に外国系融資銀行からの融資も期待できる。外貨による借り入れも可能。</p> <p>外資比率 : 外資比率の規制はない。</p> <p>資金調達 : 公募による資金調達可能。<br/>政府系開発投資機関よりの低利融資。外貨の借り入れは規制される。</p>   |
| 4) バングラデシュ | <p>外資比率 : 外資比率の規制はない。</p> <p>資金調達 : 公募による資金調達可能。<br/>政府系開発投資機関よりの低利融資。外貨の借り入れは規制される。</p>   |

表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（6/7）

| 国名        | 2 その他の措置   |
|-----------|--|
| 5) タイ     | <p>外資比率 : 国内市場向け企業に対しては外資49%が上限。<br/>輸出企業は輸出が50%以上であれば外資は51%迄、輸出が80%以上であれば外資100%が認められる。</p> <p>工業所有権 : 商標権法61年及び92年改正により保護されている。<br/>特許権については、特許法-79年及び92年改正により、20年有効である。</p> <p>資金調達 : 公募による資金調達可能<br/>外資に対する金融上の規制は全くない。外貨の借り入れも自由。</p>  |
| 6) マレーシア  | <p>外資比率 : 輸出比率51%以上の企業に対しては外資100%、輸出比率20%~50%の場合、外資比率30%~51%、<br/>輸出比率20%以下の場合、外資比率30%以下、指定先端技術企業は51%までの外資と、ガイドラインが<br/>設けられている。</p> <p>工業所有権 : 83年特許法により15年間有効<br/>76年商標法により保護されているが、保護期間制限はない。</p> <p>資金調達 : 公募による資金調達可能<br/>一般金融の低利融資の為、金融は緩やかである。外貨の借り入れは中央銀行による許可取得が必要。</p> |
| 7) インドネシア | <p>外資比率 : 指定業種に対しては100% 外資を認める。但し20年以内にマジョリティを国内に移す条件付き。</p> <p>工業所有権 : 89年特許法（91年改正）により14年間有効として保護されている。<br/>61年商標法（93年改正）によって商標権は保護されている。</p> <p>資金調達 : 公募による資金調達可。<br/>金融自由化により、外資系商業銀行の設立が相次いでいる。但し、91年の外貨借り入れ制限により金利が高騰してきている。</p>  |
| 8) フィリピン  | <p>外資比率 : 原則として100% まで外資が認められるが、業種により25%~40%に制限されている。<br/>但し、30年以内に外資比率は40%以下に下げねばならない。</p>  |

表 4-11 投資環境（優遇措置）比較表（7/7）

| 国名       | 2 その他の措置  |
|----------|---|
| 8) フィリピン | <p>資金調達 : 公募による資金調達可能。<br/>                     フィリピン国内資金調達は、金融機関の資金不足と高金利の為、比較的困難。外貨借り入れは中央銀行の許可必要。</p>  |
| 9) 中国    | <p>外資比率 : 外資比率25%以上であれば制限はない。</p> <p>工業所有権 : パリ工業所有権保護連盟に加盟している。</p> <p>資金調達 : 輸出企業、先進技術企業は優先的に内資の融資が受けられるが、一般的には外資は資金を国外から調達している。</p>              |
| 10) ベトナム | <p>外資比率 : 外資比率の下限は30%と定められているが上限は規制がない。</p> <p>工業所有権 : ベトナム政府は移転された技術に対する工業所有権を保護すると発表している。</p> <p>資金調達 : 90年、銀行法を改正、金融の自由化が進んでいる。外貨の借り入れは原則禁止。</p> |





## 第5章 工業化と産業基盤の概況



## 第5章 工業化と産業基盤の概況

### 5-1 インドの工業特性

#### 5-1-1 他国との比較によるインドの工業化

インドの工業化についてASEANの主要国（シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン）と比較し、工業化の位置付けを把握する（表5-1参照）。

各国のGDPをベースに工業部門の育成度（GDPに占める工業部門の比率）をみると、インドはこれらのうち下位にある。また、インドの製造業の工業部門に占める比率はタイとほぼ同程度であるがGDPに占める比率は下位にある。

インドの工業化は、まだASEANのこれらの国々より低い開発状況にある。

注）製造業は工業部門の一部である。インドの工業部門は1）製造業、2）鉱業、3）電力業の3業種からなっている。

表 5-1 アセアンの主要国との工業化の比較

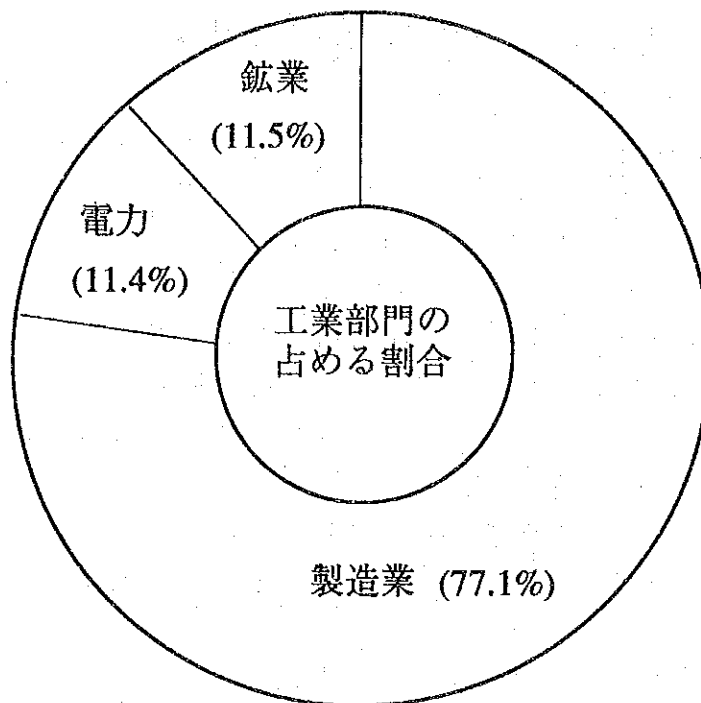
|        | GDP<br>1990年<br>(100万ドル) | GDPの分配(%) |       | b/a (%) |
|--------|--------------------------|-----------|-------|---------|
|        |                          | a)工業      | b)製造業 |         |
| シンガポール | 34,600                   | 37        | 29    | 78      |
| タイ     | 80,170                   | 39        | 26    | 67      |
| インドネシア | 107,290                  | 40        | 20    | 50      |
| フィリピン  | 43,860                   | 35        | 25    | 71      |
| インド    | 254,540                  | 29        | 19    | 66      |

（注）「世界開発報告 1992」のデータを基礎に作成した。

#### 5-1-2 工業部門の開発動向

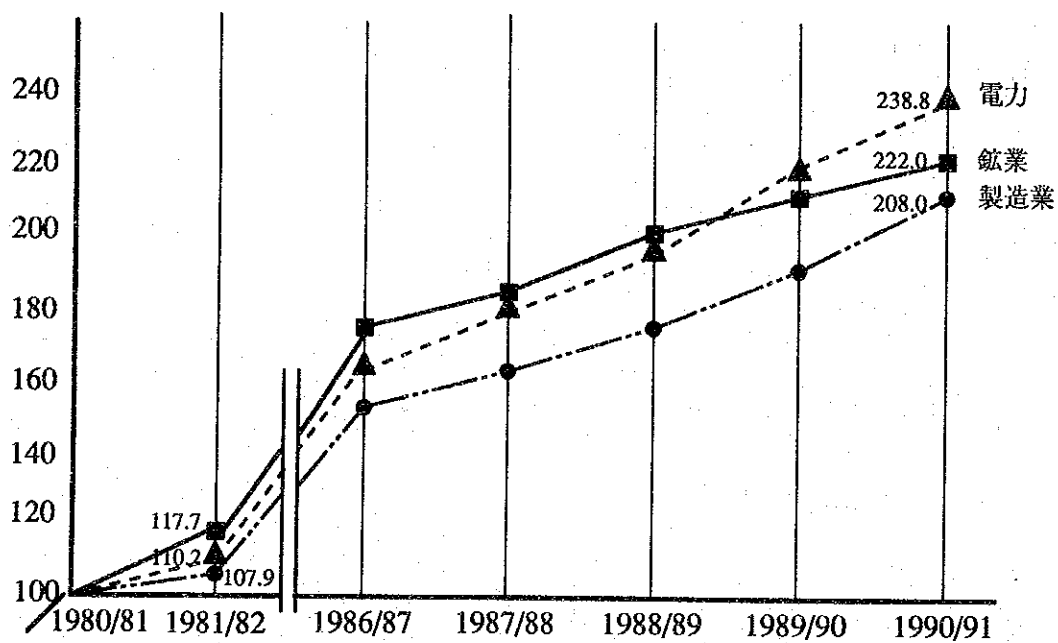
##### (1) 過去の動向

過去10年間の工業部門の開発動向をみると製造業が工業部門の約77%を占めているが、成長率は鉱業、電力業よりも若干低い実績となっている（図5-1、図5-2参照）。



(注) 表5-2参照

図 5-1 工業部門の構成比



(注) 表5-2参照

図 5-2 工業部門生産指数 (1980/81=100)

更にインドの工業分類に従って「基礎産業」、「資本財産業」、「中間財産業」及び「消費財産業」の動向についてみると、この4区分では資本財産業が最も高い成長を示しており、10年間で約2.5倍拡大している。中間財及び消費財産業がやや低い伸びで約1.7倍の成長となっている。但し、消費財産業中の耐久消費財は約2.9倍と高い伸びを示している。これは消費者構造の変化を示している。(表5-2参照)

なお、工業分類による具体的生産品目は次のとおりとなっている。

- a) 基礎産業：電力、石炭、鉄鋼、肥料、パイプ、アルミニウム等
- b) 資本財産業：自動車、電気モーター、鉄道車輛、機械器具、船舶、ディーゼルエンジン、ボイラー等
- c) 中間財産業：綿糸、石油製品、麻・繊維、缶類、ボルト・ナッツ等
- d) 消費財産業：織布、紙、衣類、砂糖、茶、タバコ、ビール、石けん類、電話機、時計等

表 5-2 工業生産指標 (1980=81=100) \*

| Year   | General Index (Crude) | Mining and Quarrying | Manufacturing | Electricity | Use-Based Classification |                          |                               |                            |                   |                       |
|--------|-----------------------|----------------------|---------------|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------|-----------------------|
|        |                       |                      |               |             | Basic Industries         | Capital Goods Industries | Intermediate Goods Industries | Consumers Goods Industries |                   |                       |
|        |                       |                      |               |             |                          |                          |                               | Total                      | Consumer Durables | Consumer Non-durables |
| Weight | 100.00                | 11.46                | 77.11         | 11.43       | 39.42                    | 16.43                    | 20.51                         | 23.65                      | 2.55              | 21.10                 |
| 81-82  | 109.3                 | 117.7                | 107.9         | 110.2       | 110.9                    | 106.7                    | 103.7                         | 113.8                      | 110.9             | 114.1                 |
| 86-87  | 155.1                 | 177.9                | 149.7         | 168.1       | 163.0                    | 166.3                    | 141.5                         | 147.1                      | 241.2             | 135.7                 |
| 87-88  | 166.4                 | 184.6                | 161.5         | 181.0       | 172.2                    | 192.8                    | 148.3                         | 156.6                      | 260.1             | 144.1                 |
| 88-89  | 180.9                 | 199.1                | 175.6         | 198.2       | 189.2                    | 206.2                    | 165.4                         | 163.2                      | 291.2             | 147.7                 |
| 89-90  | 196.4                 | 211.6                | 190.7         | 219.7       | 199.4                    | 252.3                    | 172.5                         | 173.5                      | 296.1             | 158.7                 |
| 90-91  | 213.1                 | 222.0                | 208.0         | 238.8       | --                       | --                       | --                            | --                         | --                | --                    |

Notes: Annual Index represents the average of monthly indices from April to March. General index may not always be derivable from the constituent group indices as the former takes into account the latest revisions advised by the CSO.

\* denotes provisional

Source: Central Statistics Organisation.

(2) 就業者数からみた製造業の位置付け

インドの公共・民間部門で従事する雇用者数は約2.6億人で、総人口の約3割に相当する。

このうち、公共部門に従事する人はその約7割に相当する1.85億人、民間部門に従事する人は約3割で約75百万人、公共部門では州政府機関に従事する人が最も多く68.9百万人(26.5%)、民間部門では製造業に従事する人が全体の約17%に相当する約44百万人となっており、これは民間部門就業者人口の約6割に相当することから製造業への依存率が高い。

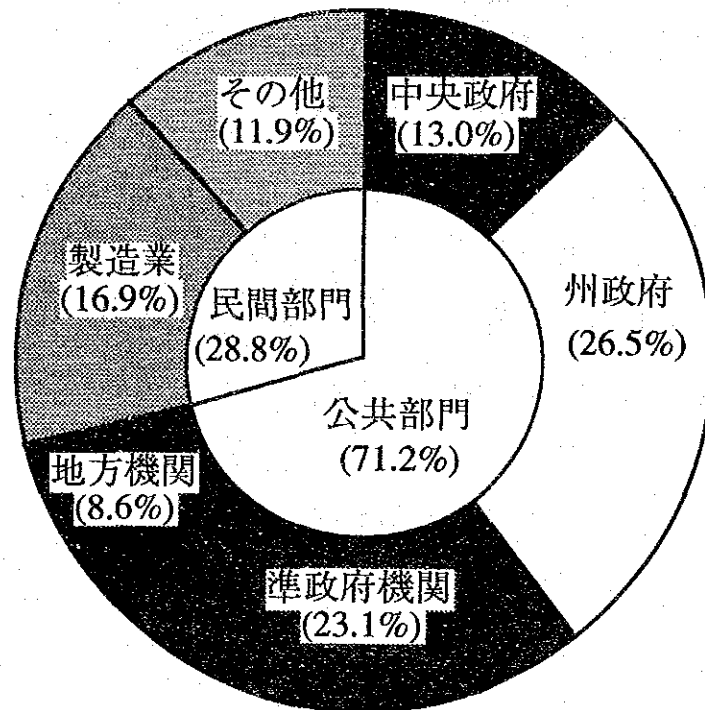


図 5-3 公共・民間部門での就業者構成比

産業部門別就業者人口を表5-3に示した。

鉱業部門、電力・ガス・水部門、建設部門、運輸通信部門については90%以上が公共部門の就業者から構成されていることから、これらの部門は公共部門依存型となっている。特に、鉄道・道路、港湾等の運輸通信部門は公共機関によって運営されているため、民間部門の比率は低い。

民間部門が先行している部門は製造部門、商業部門及び農業部門であり、特に製造業部門での民間就業者数が多い。この部門は公共及び民間部門を合わせると総就業者人口の約1/4を占めていることから重要な部門である。

なお、過去10年間の就業者人口の増加率は総じて公共部門が高く、民間部門の就業者人口増加率は低下の傾向を示している部門もある。

製造業部門はほとんど横ばいであるが、鉱業部門、建設部門、運輸通信部門の民間部門就業者人口は10年前より若干低下している。

表 5-3 産業部門別就業者人口

(units = millions)

| TYPE                                  | 1979             | 1980             | 1981             | 1983             | 1984             | 1985             | 1986             | 1987             | 1988             | 1989             | decade %<br>growth<br>1979/<br>1989 | sector<br>share of<br>total<br>employed |
|---------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------------|---|
| Central Government                    | 31.34            | 31.78            | 31.95            | 32.66            | 33.11            | 33.29            | 33.46            | 33.50            | 33.81            | 33.89            | 8.14                                | 18.30 %                                 |
| State Government                      | 53.09            | 54.78            | 56.76            | 60.38            | 61.54            | 62.80            | 64.73            | 66.66            | 67.81            | 68.90            | 29.78                               | 37.21 %                                 |
| Quasi Government                      | 41.70            | 43.43            | 45.76            | 50.40            | 52.74            | 54.96            | 56.74            | 57.95            | 59.48            | 59.99            | 43.86                               | 32.40 %                                 |
| Local Bodies                          | 20.63            | 20.80            | 20.37            | 21.11            | 21.30            | 21.64            | 21.90            | 22.14            | 22.11            | 22.38            | 8.48                                | 12.09 %                                 |
| <b>Public Total<br/>(A)</b>           | <b>146.76</b>    | <b>150.78</b>    | <b>154.84</b>    | <b>164.56</b>    | <b>168.69</b>    | <b>172.69</b>    | <b>176.83</b>    | <b>180.25</b>    | <b>183.20</b>    | <b>185.16</b>    | <b>26.17</b>                        | --                                      |
| Agriculture                           | 4.08<br>(8.41)   | 4.31<br>(8.60)   | 4.63<br>(8.58)   | 4.76<br>(8.47)   | 4.89<br>(8.19)   | 4.98<br>(8.07)   | 5.26<br>(8.22)   | 5.57<br>(8.48)   | 5.54<br>(8.44)   | 5.85<br>(8.70)   | Total<br>14.55                      | 5.60 %                                  |
| Mining & Quarry                       | 7.71<br>(1.24)   | 7.97<br>(1.25)   | 8.18<br>(1.30)   | 8.84<br>(1.20)   | 9.27<br>(1.13)   | 9.74<br>(1.13)   | 9.66<br>(1.11)   | 9.42<br>(0.91)   | 9.56<br>(0.93)   | 9.57<br>(0.97)   | 10.54                               | 4.06 %                                  |
| Manufacturing                         | 14.16<br>(44.33) | 14.46<br>(44.17) | 15.02<br>(45.45) | 16.34<br>(46.56) | 17.17<br>(44.73) | 17.61<br>(44.21) | 18.15<br>(44.48) | 18.62<br>(44.10) | 18.67<br>(43.95) | 18.48<br>(43.89) | 62.37                               | 24.01 %                                 |
| Electricity, Gas,<br>water            | 6.34<br>(0.34)   | 6.61<br>(0.34)   | 6.83<br>(0.35)   | 7.21<br>(0.37)   | 7.33<br>(0.39)   | 7.60<br>(0.39)   | 7.85<br>(0.40)   | 7.89<br>(0.40)   | 8.49<br>(0.41)   | 8.66<br>(0.41)   | 9.07                                | 3.49 %                                  |
| Construction                          | 10.32<br>(0.83)  | 10.68<br>(0.73)  | 10.89<br>(0.72)  | 11.20<br>(0.68)  | 11.20<br>(0.66)  | 11.46<br>(0.70)  | 11.81<br>(0.69)  | 10.85<br>(0.58)  | 12.14<br>(0.50)  | 11.80<br>(0.64)  | 12.44                               | 4.79 %                                  |
| Wholesale/retail                      | 0.99<br>(2.81)   | 1.10<br>(2.74)   | 1.17<br>(2.77)   | 1.18<br>(2.75)   | 1.24<br>(2.76)   | 1.31<br>(2.77)   | 1.31<br>(2.77)   | 1.34<br>(2.77)   | 1.39<br>(2.83)   | 1.44<br>(2.86)   | 4.30                                | 1.65 %                                  |
| Transport/Storage<br>/Communications, | 25.97<br>(0.71)  | 26.51<br>(0.71)  | 27.09<br>(0.60)  | 28.26<br>(0.59)  | 28.64<br>(0.57)  | 28.94<br>(0.54)  | 29.29<br>(0.54)  | 29.70<br>(0.52)  | 30.11<br>(0.51)  | 30.26<br>(0.51)  | 30.77                               | 11.85 %                                 |
| Finance/insurance<br>/ real estate    | 6.47<br>(2.01)   | 6.91<br>(2.06)   | 7.48<br>(1.96)   | 8.72<br>(2.07)   | 9.14<br>(2.14)   | 9.83<br>(2.19)   | 10.30<br>(2.21)  | 10.56<br>(2.29)  | 10.95<br>(2.38)  | 11.16<br>(2.43)  | 13.59                               | 5.23 %                                  |
| Social/public<br>services             | 70.71<br>(11.40) | 72.24<br>(11.67) | 73.55<br>(11.67) | 78.06<br>(12.22) | 79.81<br>(12.83) | 81.23<br>(12.89) | 83.21<br>(13.09) | 85.29<br>(13.32) | 86.35<br>(13.59) | 88.13<br>(13.97) | 102.10                              | 39.31 %                                 |
| <b>Total Private<br/>(B)</b>          | <b>(72.08)</b>   | <b>(72.27)</b>   | <b>(73.95)</b>   | <b>(75.52)</b>   | <b>(73.45)</b>   | <b>(73.09)</b>   | <b>(73.73)</b>   | <b>(73.64)</b>   | <b>(73.91)</b>   | <b>(74.38)</b>   |                                     |   |
| <b>Total<br/>(A + B)</b>              | <b>218.84</b>    | <b>223.06</b>    | <b>228.79</b>    | <b>240.08</b>    | <b>242.14</b>    | <b>245.78</b>    | <b>250.56</b>    | <b>253.89</b>    | <b>257.11</b>    | <b>259.54</b>    |                                     |   |

Source: Handbook of Industrial Statistics, 1991, page 270-271, Office of the Economic Adviser, Ministry of Industry, Government of India, New Delhi. Note: \* Figures in parenthesis are for Private Employment.

### (3) 業種別付加価値の推移

過去10年間の業種別付加価値の推移を表5-4に示す。同表によれば製造業全体の中で付加価値が占める比率の高い業種は「化学」約10%、「修理サービス」約8%、「基礎金属」約7.5%、「輸送機器」約7.3%、「機械・部品」約7%、「電気機械」約7%などとなっている。

業種別の付加価値構成比が過去10年でどのような変化をしたか分析した(表5-5参照)。

「化学」は約10%で若干の伸びはあるがほぼ横ばいである。繊維関連業種(N I Cコード23、24、25、26)は10年前は約15.6%と高い比率を占めていたが、現在は約8.2%までシェアは減少している。

機械・電気関連業種(N I Cコード35、36、37)は高く、1980年の18%から21%まで拡大している。

機械関連業種は人口の2～3割を占めると言われている中間所得層の需要に対応した耐久消費財の生産を拡大している。

同様に増大している電気関連業種は、インフラ施設改善に必要な発電設備、トランス、スイッチ等の生産を拡大している。

各業種の付加価値変化は年によってかなりバラツキがあるため、回帰分析によって平均増加傾向を把握した。

全業種の中で最も高い増加を示しているのが「化学」、次いで「修理サービス」でそれぞれ年平均約530千万ルピー、約430千万ルピーとなっている。

「機械・部品」、「電気機械」及び「輸送機械」の増加傾向も順調で年平均350～390千万ルピーとなっており、この3業種で1,100千万ルピーである。

一方、年平均付加価値増加の低い業種は「ジュート、繊維」、「衣類」、「家具」及び「皮革」となっている。



表 5-4 業種別付加価値の推移

(Rs. Crore at current prices)

| NIC Code                                     | 1980-1981 | 1981-1982 | 1982-1983 | 1983-1984 | 1984-1985 | 1985-1986 | 1986-1987 | 1987-1988 | 1988-1989 | ****Average yearly growth (Rs Crore) |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------------|
| 20-21 Food Products                          | 1366      | 1659      | 1864      | 2600      | 2696      | 2977      | 3295      | 3729      | 4181      | 345.15                               |
| 22 Beverages, tobacco, etc.                  | 578       | 647       | 665       | 982       | 946       | 983       | 1273      | 1252      | 1487      | 111.14                               |
| 23 Cotton Textile*                           | 1567      | 1409      | 1366      | 1776      | 1752      | 2066      | 2260      | 2151      | 2232      | 116.07                               |
| 24 Wool, Silk                                | 1361      | 1655      | 1650      | 2004      | 1979      | 2286      | 2218      | 2269      | 2710      | 144.27                               |
| 25 Jute Textiles*                            | 324       | 258       | 271       | 257       | 412       | 335       | 445       | 443       | 640       | 37.42                                |
| 26 Textile Product*                          | 132       | 165       | 188       | 207       | 301       | 282       | 323       | 431       | 635       | 52.58                                |
| 27 Wood, furniture, etc.                     | 989       | 1155      | 1101      | 1326      | 1185      | 1348      | 1298      | 1227      | 1364      | 35.53                                |
| 28 Paper/printing                            | 740       | 1228      | 857       | 1084      | 1405      | 1467      | 1797      | 1860      | 2038      | 155.85                               |
| 29 Leather/fur                               | 310       | 329       | 333       | 388       | 453       | 495       | 522       | 618       | 710       | 49.2                                 |
| 30 Rubber, petroleum, etc.                   | 714       | 864       | 1250      | 1411      | 1692      | 1872      | 2699      | 3161      | 3529      | 358.5                                |
| 31 Chemicals, etc.                           | 2032      | 2655      | 2773      | 3522      | 3820      | 4267      | 4629      | 5484      | 6768      | 531.47                               |
| 32 Non-metallic                              | 767       | 938       | 1305      | 1565      | 1933      | 2122      | 2113      | 2371      | 2867      | 247.87                               |
| 33 Basic metals                              | 1687      | 2184      | 2296      | 2652      | 2854      | 3543      | 3296      | 3901      | 4849      | 344.83                               |
| 34 Metal Products                            | 1141      | 1355      | 1638      | 1862      | 1985      | 2144      | 2295      | 3037      | 3743      | 284.17                               |
| 35 Non-electrical machinery, tools and parts | 1424      | 1721      | 1916      | 2273      | 2764      | 3116      | 3193      | 3604      | 4501      | 355.90                               |
| 36 Electrical machinery                      | 1116      | 1216      | 1590      | 1788      | 2307      | 2311      | 2739      | 3642      | 4462      | 391.38                               |
| 37 Transport Equipment                       | 1533      | 1939      | 2194      | 2397      | 2754      | 2963      | 3561      | 3676      | 4713      | 353.85                               |
| 38 Other Manufacturing                       | 942       | 1302      | 1483      | 1427      | 1782      | 2321      | 2992      | 3441      | 3963      | 373.55                               |
| 39 Repairing Services                        | 1494      | 1757      | 1932      | 2240      | 2336      | 3128      | 3497      | 4169      | 5107      | 428.43                               |
| Gross value added                            | 22143     | 25952     | 28904     | 34001     | 38334     | 43113     | 47756     | 54744     | 64688     | n.a.                                 |
| **Less                                       | 499       | 692       | 831       | 956       | 1091      | 1338      | 1590      | 1893      | 2233      | n.a.                                 |
| ***Less                                      | 2946      | 3517      | 3973      | 4492      | 5084      | 5971      | 6719      | 7567      | 8896      | n.a.                                 |
| Net Value added                              | 18698     | 21743     | 24100     | 28553     | 32159     | 35804     | 39447     | 45284     | 53559     | n.a.                                 |

Source: Handbook of Industrial Statistics, 1991. Office of the Economic Adviser. Ministry of Industry. Government of India. page 196.

Note: \* unregistered figures unavailable.

Note: \*\* less imputed bank charges.

Note: \*\*\* less consumption of fixed capital. Note: \*\*\*\* figures are based on the least squares regression method and approximate yearly average for the period investigated (slope of the line).

表 5-5 業種別付加価値構成比

| NIC Code   | 1980                            | Ranking | 1985                            | Ranking | 1988                            | Ranking |
|--|---------------------------------|---------|---------------------------------|---------|---------------------------------|---------|
| 20-21/22<br>Food Products,<br>tobacco                                      | 9.0                             | 3       | 9.0                             | 4       | 9.0                             | 3       |
| 23, 24, 25, 26<br>All Textiles   | 15.6                            | 2       | 11.4                            | 2       | 8.2                             | 4       |
| 27 Wood,<br>furniture, etc   | 5.0                             | 5       | 3.0                             | n.a.    | 2.0                             | n.a.    |
| 28<br>Paper/printing   | 3.0                             | 9       | 3.0                             | 10      | 3.0                             | 10      |
| 29<br>Leather product  | 1.0                             | n.a.    | 1.0                             | n.a.    | 1.0                             | n.a.    |
| 30 Rubber,<br>petroleum, etc   | 3.0                             | 9       | 4.0                             | 9       | 5.0                             | 8       |
| 31<br>Chemicals, etc   | 9.0                             | 3       | 10.0                            | 3       | 10.0                            | 2       |
| 32<br>Non-metallic   | 4.0                             | 7       | 5.0                             | 6       | 4.0                             | 9       |
| 33<br>Basic metals   | 8.0                             | 4       | 8.0                             | 5       | 8.0                             | 5       |
| 34<br>Metal Products   | 5.0                             | 5       | 5.0                             | 6       | 6.0                             | 6       |
| 35, 36, 37<br>machinery<br>(non-electrical)<br>(Electrical)<br>(Transport) | 18.0<br>(6.0)<br>(5.0)<br>(7.0) | 1       | 19.0<br>(7.0)<br>(5.0)<br>(7.0) | 1       | 21.0<br>(7.0)<br>(7.0)<br>(7.0) | 1       |
| 38 Other<br>Manufacturing  | 4.0                             | 7       | 5.0                             | 6       | 6.0                             | 6       |
| 39 Repairing<br>Services   | 7.0                             | n.a.    | 7.0                             | n.a.    | n.a.                            | n.a.    |

Source: Calculations are based on data obtained in the Handbook of Industrial Statistics, 1991.

Office of the Economic Adviser. Ministry of Industry. Government of India. page 196.

Note: n.a. = not applicable.

(4) 第7次5ヶ年計画での実績

第6次5ヶ年計画の工業部門開発目標は年平均8.7%に設定されていたが、実績は3.5%と低いものであった。しかし、第7次5ヶ年計画では工業部門の成長は8.5%まで増加した。このうち製造業は8.9%で電力(9.3%)より若干低い成長となった(表5-6参照)。

このうち、成長率が平均を上回った業種は「電気機械」(25.8%)、「製造業一般」(23.1%)、「化学製品」(11.7%)及び「衣料・繊維」(11.8%)の4業種で、その他は全て平均以下の成長率となっている。

上記4業種が大きな成長をした理由として「第8次5ヶ年計画」では、電力、石炭等の基礎産業の発展の他、以下の要因を挙げている。

- (a) 許認可分野の変更
- (b) 技術の導入
- (c) 資本財の輸入
- (d) 設備稼働率の向上
- (e) 多業種に及ぶ製品の許可

第8次5ヶ年計画では製造業の開発目標は電力・ガス・水供給部門の開発目標に次いで高く（GDPに対する比率21.5%から23.3%まで拡大）設定されていることは第2章2-2-1項に示されているとおりである。

また、「第8次5ヶ年計画」でも上記4業種の成長目標は比較的高く設定されている。

表 5-6 工業生産成長指標  
(Base: 1980-81 = 100)

| Code Group | Industry Group  | Weight  | Seventh Plan Average | 1990-1991 % Growth Rate |
|------------|---|---------|----------------------|-------------------------|
| 20-21      | Food Products   | 5.327   | 5.0                  | 12.5                    |
| 22         | Beverage, Tobacco, Tobacco Products                   | 1.571   | -1.1                 | 1.3                     |
| 23         | Cotton Textiles                                       | 12.309  | 1.8                  | 14.7                    |
| 24         | Jute, Hemp, Mesta Textiles                            | 1.999   | -0.3                 | 4.4                     |
| 25         | Textile Products (Incl. Wearing apparel)              | 0.817   | 11.8                 | -32.0                   |
| 26         | Wood/Wood Products, Furniture/Fixtures                | 0.448   | -2.5                 | 12.7                    |
| 27         | Paper & Paper Products                                | 3.235   | 6.7                  | 9.0                     |
| 28         | Manufacture of Leather & Fur Products                 | 0.489   | 6.4                  | 3.1                     |
| 29         | Manufacture Rubber, Plastic, Petroleum, Coal Products | 4.000   | 3.6                  | -0.1                    |
| 30         | Manufacture Chemical/Chemical Products                | 12.513  | 11.7                 | 2.7                     |
| 31         | Manufacture Non-metallic Minerals                     | 2.299   | 6.7                  | 1.7                     |
| 32         | Basic Metals & Alloy Industries                       | 9.802   | 6.1                  | 10.8                    |
| 33         | Metal Products & Parts                                | 2.888   | 6.3                  | 0.4                     |
| 34         | Machinery, Machine Tools & Parts                      | 6.240   | 6.0                  | 8.4                     |
| 35         | Manufacture Electrical Machinery                      | 5.779   | 25.8                 | 22.4                    |
| 36         | Manufacture Transport Equipment/Parts                 | 6.386   | 6.5                  | 6.3                     |
| 37         | Miscellaneous Manufacturing Industries                | 0.905   | 23.1                 | -2.9                    |
| 2-3        | Manufacturing   | 77.107  | 8.9                  | 9.1                     |
| 1          | Mining & Quarrying                                    | 11.464  | 5.6                  | 4.9                     |
| 4          | Electricity   | 11.429  | 9.3                  | 8.7                     |
|            | Overall Index   | 100.000 | 8.5                  | 8.5                     |

Source: Eighth Five Year Plan: 1992-97, Government of India, Planning Commission, New Delhi

#### (5) 地域工業特性

地域及び州別の工業指標を表5-7に示す。

##### (a) 総生産

総生産高では西部地域（グジャラト州、マハラシュトラ州、MP州）がインド全体の12,020億ルピーの約40%を占めており、最も高い地域である。次いで南部地域（カルナタカ州、AP州、タミルナド州）が全体の23%、中北部地域（ラジャスタン州、UP州、ビハール州）が約15%で第3位となっている。この3つの地域でインド全体の約80%を占めている。

これを企業数と比較してみると、南部地域が約34%占めており、西部地域が約29%占めていることから、南部地域は西部地域より比較的規模の小さい企業が存在していることが伺える。

(b) 付加価値

付加価値についてみると西部地域が最も高く全体の約41%を占めている。これを雇用比率と比較してみると、第2位の南部地域は付加価値が約24%であるのに対し雇用比率は約28%と高く、高付加価値型産業が西部地域に集積していることがわかる。逆に南部地域及び中北部地域は労働集約型産業が主体であると言える。

州別では西部地域のマハラシュトラ州（ボンベイ）がトップで、第2位は南部地域のタミルナド州（マドラス）といずれも海岸地域を有する州となっている。

表 5-7 地域及び州別工業指標

| Regions/States            | Factories            | Invested Capital | Employees              | Gross Output        | Net Value-Added   |
|---------------------------|----------------------|------------------|------------------------|---------------------|-------------------|
| <b>North</b>              |                      |                  |                        |                     |                   |
| Punjab                    | 5.6                  | 4.2              | 4.2                    | 4.3                 | 3.2               |
| Delhi                     | 3.1                  | 1.0              | 1.8                    | 2.2                 | 1.6               |
| Haryana                   | 3.0                  | 3.3              | 3.2                    | 3.4                 | 2.9               |
| Total                     | 12.6                 | 10.2             | 10.2                   | 10.5                | 8.8               |
| <b>Central North</b>      |                      |                  |                        |                     |                   |
| Rajasthan                 | 2.9                  | 4.1              | 2.9                    | 3.0                 | 2.7               |
| Uttar Pradesh             | 7.5                  | 9.6              | 9.1                    | 7.3                 | 5.9               |
| Bihar                     | 4.9                  | 7.8              | 4.6                    | 5.4                 | 5.4               |
| Total                     | 15.3                 | 21.5             | 16.6                   | 15.7                | 14.0              |
| <b>Western Region</b>     |                      |                  |                        |                     |                   |
| Gujarat                   | 10.2                 | 9.4              | 8.9                    | 11.2                | 9.2               |
| Maharashtra               | 14.8                 | 16.7             | 16.0                   | 22.5                | 25.8              |
| Madhya Pradesh            | 4.0                  | 7.9              | 4.6                    | 4.8                 | 5.8               |
| Total                     | 29.2                 | 34.2             | 29.7                   | 38.9                | 41.2              |
| <b>Southern Region</b>    |                      |                  |                        |                     |                   |
| Karnataka                 | 5.4                  | 5.4              | 5.0                    | 4.0                 | 5.0               |
| Andhra Pradesh            | 12.6                 | 6.2              | 8.8                    | 6.1                 | 5.4               |
| Tamil Nadu                | 12.3                 | 4                | 11.4                   | 10.8                | 10.3              |
| Total                     | 33.5                 | 22.4             | 28.3                   | 23.5                | 23.6              |
| <b>Eastern Region</b>     |                      |                  |                        |                     |                   |
| Orissa                    | 1.4                  | 2.6              | 2.0                    | 1.7                 | 1.5               |
| West Bengal               | 5.5                  | 7.9              | 10.8                   | 7.6                 | 8.4               |
| Assam                     | 1.9                  | 1.0              | 1.6                    | 1.4                 | 1.9               |
| Total                     | 9.0                  | 11.5             | 14.4                   | 10.7                | 11.8              |
| Total Figures (All India) | 101,016<br>factories | Rs 881.1 billion | 7,742,000<br>employees | Rs 1.202<br>billion | Rs 233<br>billion |

Source: Centre for Industrial and Economic Research (CEI). Industrial Databook. 1991-92.

Note: States were selected for geographic and population characteristics.

### 5-1-3 工業開発の課題

公共企業の再編及び小規模工業の育成は政策的にも重要課題となっている。  
以下に中央政府系企業、州政府系企業、不良産業及び小規模工業の概況を示す。

#### (1) 公共企業

前項第2項に示した就業者構造から公共企業の規模は全産業の約3/4を占めている。新産業政策によって公共部門が担当する工業部門は17業種から8業種(表5-8参照)に縮小されたが、赤字経営の企業が多い。これらの企業は「不良産業」と呼ばれ、経営の再建が課題となっている。

#### (a) 不良産業 (Industrial Sickness)

国有化政策の目的は、雇用の確保と不良産業の活性化であった。このため政府は経営破たんし落ちいった企業を買収したため、必然的に不良産業の国有化が進んだ。表5-9に不良産業の増加傾向を示す。

1990年末まで不良産業と認定されたユニット(工場数)は約2百万ユニットで、銀行ローンの負債総額は9,350千万ルピーとなっている。これらの多くは小規模企業であるが大中規模企業も多く存在している。このうち業種別では繊維工業が276ユニット、エンジニアリング工業:271ユニット、化学工業:140ユニット、紙工業:113ユニット、鉄鋼業:91ユニットで大中規模企業の約65%を占めている。

地域的にはマハラシュトラ州、西ベンガル州、UP州、グジャラット州、タミルナド州、AP州、カルナタカ州にその約75%が存在している。

表 5-8 公共部門が担当する業種 (1991)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. 武器・軍事用機器                          |
| 2. 原子力                               |
| 3. 石炭・かつ炭                            |
| 4. 原油                                |
| 5. 鉄、マンガン、クローム、ジプサム、サルファー、金、ダイヤモンド採鉱 |
| 6. 銅、鉛、亜鉛、スズ、モリブデン、タングステン採鉱          |
| 7. 原子力(生産・使用管理法、1953)に定めた特別資源        |
| 8. 鉄道                                |

表 5-9 不良産業の増加傾向

| End of Calendar year | Total Units | Outstanding Bank Loans<br>(Rs 10 million) | Per Cent increase over previous year |                        |
|----------------------|-------------|---|--------------------------------------|------------------------|
|                      |             |   | No. of Units                         | Outstanding Bank Loans |
| 1980                 | 24,550      | 1,809                                     | --                                   | --                     |
| 1981                 | 26,758      | 2,026                                     | 8.98                                 | 12.00                  |
| 1982                 | 60,173      | 2,585                                     | 124.87                               | 27.59                  |
| 1983                 | 80,110      | 3,101                                     | 33.13                                | 19.96                  |
| 1984                 | 93,282      | 3,638                                     | 16.44                                | 17.32                  |
| 1985                 | 1,19,606    | 4,271                                     | 28.22                                | 17.40                  |
| 1986                 | 1,047,740   | 4,874                                     | 23.52                                | 14.11                  |
| 1987                 | 2,006,098   | 6,256                                     | 39.50                                | 28.35                  |
| 1988                 | 2,042,584   | 7,705                                     | 17.70                                | 23.16                  |
| 1990                 | 2,021,097   | 9,352                                     | -8.80                                | 21.40                  |

Source: India Economic Information Yearbook: 1992-93. page 153.

Note: \* Figures exclude 1,025,571 sick SSI units not traceable/or no longer in existence.

表 5-10 業種別大中規模不良産業の内訳

|               | No. of Units | Amount of Out. Standing<br>(Units=10 Million Rs.) |
|---------------|--------------|---|
| Engineering   | 271          | 873.77  |
| Electrical    | 28           | 100.16  |
| Textiles      | 276          | 1,274.46  |
| Jute          | 35           | 156.95  |
| Paper         | 113          | 244.13  |
| Rubber        | 15           | 61.08   |
| Cement        | 22           | 138.14  |
| Iron & Steel  | 91           | 241.06  |
| Suger         | 20           | 58.69   |
| Chemicals     | 140          | 215.98  |
| Miscellaneous | 408          | 893.41  |
| Total         | 1,419        | 4,257.83  |

Source: Report on Currency and Finance, 1990-91

(b) 中央政府系公共企業

1991年3月末で中央政府が所轄する公共企業（P S E s）は246社存在している。そして、総投資額は113,234千万ルピーとなっている。これらのうち236社は101,702千万ルピーの資金と230万人の従業員により運営されている。

更に、131社は1990～91年度に5,731千万ルピーの利益を上げているが、109社は3,064千万ルピーの赤字を出している。

これらの赤字企業の再建のために政府は具体的解決策の検討に入っている。

(c) 州政府系公共企業

現在約1,100社に及ぶ州政府系企業（S L P E s）が存在している。これらの総投資金額は50,000千万ルピーと推定され、その多くは健全な経営に至っていない。

この様な現状を改善するため、公共企業の構造改革に着手している第8次5ヶ年計画では次の様な戦略で公共企業の建て直しをする方針である。

i) 設備の合理化・近代化、製品の多様化、企業の選択的存続及び民営化による構造調整。

ii) 公営企業の独立性、履行責任の向上。

iii) 特定企業の効率性、資力向上のための経営方針の変更及び改革。

iv) 専門性の欠如と干渉により問題をかかえる州政府系企業。

v) 経済環境の変化、技術改新に対応した公共企業の強化。

vi) 価格、流通、投資、輸入規制等の規則の排除。

(2) 小規模工業

インドの小規模工業部門が占める就業者数は製造業部門の約35%を占める。また、輸出額は総輸出額の約30%を占めるなどインド工業の重要な部門の一つである。

インドに於ける小規模工業は近代的小規模工業と伝統的な零細工業から成っている。前者は動力織機等の小規模工業で、後者は手織機、養蚕、手工芸

品、ココナツ繊維工業等の地方村落工業である。

(注)

小規模工業とは設備投資額等で6百万ルピーを越えない企業である。また、3年目以降生産高の最低30%以上の輸出を条件とした場合の設備投資額では7.5百万ルピーまで小規模工業と見做している。

小規模工業は国営小規模公社(NSIC)及び政府在庫調達プログラムを通して、資金の信用供与、工業団地の手当、機械のリース調達等のサービスが得られることになっている。また、政府管理下にある多くの品目のうち国内原料は優先的に小規模工業に割り当てられることになっている(但し、小規模工業製品は除く)。零細・小規模工業の活性化及び推進のための政策は1991年8月に発表された。この中で零細工業とは投資額が0.5百万ルピーとされており、立地条件、業務内容等が規定されている。更に外資を含む他の企業との資本参加率は24%以下とされている。

(注) : 「起業家のガイダンス」1992、カルナタカ州政府発行による。

#### (a) 小規模工業の現状

1990~91年度に於ける小規模工業部門の成長は比較的高かった。工場数は1989~90年の1,826,000から1990~91年には1,940,000と6.2%増加した。1990~91年の生産額は1兆5,755億ルピーで、これは前年度19.1%増加した。この部門に従事する就業者数は126百万人である(表5-11参照)。

この部門の輸出(1990~91年)は91億ルピーで、前年より19.7%増加した。この輸出は1988~89年の総輸出額に占める比率が27.05%、1989~90年では27.55%となる。

主要輸出品目は皮革製品、水産物、衣服等の非伝統的品目で、これらが占める輸出比率は小規模工業部門のほとんど(95.2%)を占めている。一方、伝統的輸出品目の占める比率は1988~89年の5.7%から1989~90年には4.8%と減少している。

#### (b) 第8次5ヶ年計画に於ける目標

第8次5ヶ年計画での国家成長目標は5.6%と設定されており、製造業及び輸出はそれぞれ7.3%、13.6%とされている。小規模工業についての成長目標は特に設定されていないが、製造業全体の成長より若干上回るものの、第7次計画の目標までは達しないものとみられている。

また、今後は公共部門の小規模工業への投資は更に限定的に行い、民間部門主導の開発政策としている。



表 5-11 小規模工業部門の開発動向

| Item  | 1987-88      | 1988-89                 | 1989-90                 | 1990-91                 |
|---|--------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| Number of Units (100,000)                   | 15.83        | 17.12<br>(+8.1)         | 18.26<br>(+6.7)         | 19.40<br>(+6.2)         |
| Production<br>(Rs Crore 1984-85 prices)     |              |                         |                         |                         |
| Target                                      | 66,630       | 73,125                  | 80,220                  | N.A.                    |
| Achievement                                 | 72,880       | 82,400<br>(+13.1)       | 92,080(P)<br>(+11.7)    | N.A.                    |
| Production<br>(Rs. Crore at current prices) | 87,300       | 1,06,400<br>(+21.9)     | 1,32,320<br>(+24.4)     | 1,57,550<br>(+19.1)     |
| Exports (Rs Crore)                          | 4,372.96 (R) | 5,489.63 (R)<br>(+25.5) | 7,625.74 (P)<br>(+38.9) | 9,100.00 (E)<br>(+19.3) |
| Employment (in Lakhs)                       | 107          | 113<br>(+5.6)           | 119.60<br>(+5.8)        | 126.20<br>(+5.5)        |

R = revised; P = provisional; E = estimate; N.A. = Not available.

Note: 1. Figures in brackets indicate percentage change over preceding year.

Note: 2. Data pertain to modern SSI sector only; i.e., exclusive of tiny units such as Coir, Khadi, etc.

Source: Office of the Commissioner, Small-Scale Industries, Ministry of Industry. Table is from the Report on Currency and Finance: 19090-91, Volume I, Economic Review, Page 67. Division of Reports, Reviews, and Publications, Department of Economic Analysis and Policy for the Reserve Bank of India. Bombay.

(c) 小規模工業の開発計画

小規模工業は資金不足問題を抱えており、信用供与枠の拡大が解決策になると計画委員会はみている。1991年に商業銀行が小規模工業部門に供与した資金は全体の約18%である。更に、銀行規制法の変更により小規模企業への融資枠は縮小される予定である。

資金不足解消のため、第8次計画では小規模工業開発銀行(SIDBI)及び農業地方開発国営銀行(NABARD)の強化による融資枠の拡大を図ろうとしている。また、窓口一元化による複合融資の許可、インフラ開発のための州公社へのコンセッションローン、小規模企業への各種サービスの提供等の対策が検討されている。

特に第8次計画では、小規模工業部門がかかえる技術、原料、マーケティング能力不足、州別に異なる税金、融資インセンティブ、労働法等に関し簡素化、改善する計画である。

## 5-2 輸出入実績

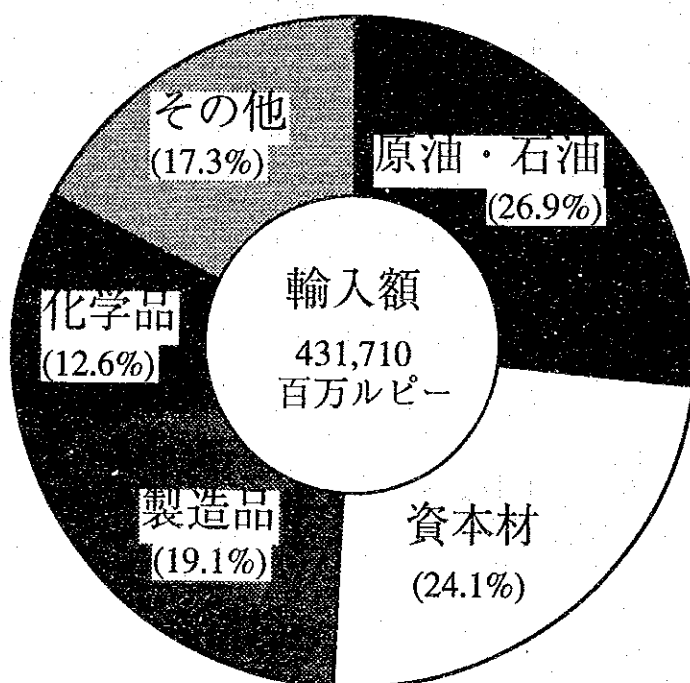
### 5-2-1 輸入動向

インドの主要輸入品グループ構成は図5-4に示すとおりである。原油・石油グループが輸入総額の約1/4を占めている。次いで、資本財グループが約24%、そして製造品グループが約19%、化学グループが約13%となっている。工業製造品グループで輸入総額の約60%を占めている。

主要輸入品目（石油を除く上位10品目）の輸入額の推移を図5-5に示した。品目別で輸入額（1990/91年）が最も高いのが「機械一般」で全体の10%を占めている。第2位は「宝石類」で8.6%、第3位は「設備機械」で5.4%、その他は5%以下である。

過去10年間で名目増加比率の高い品目は「宝石類」（8.9倍）、「有機・無機化学」（6.9倍）、「電気製品」（6.1倍）、「精密機器」（6.1倍）、「機械一般」（4.1倍）となっている。

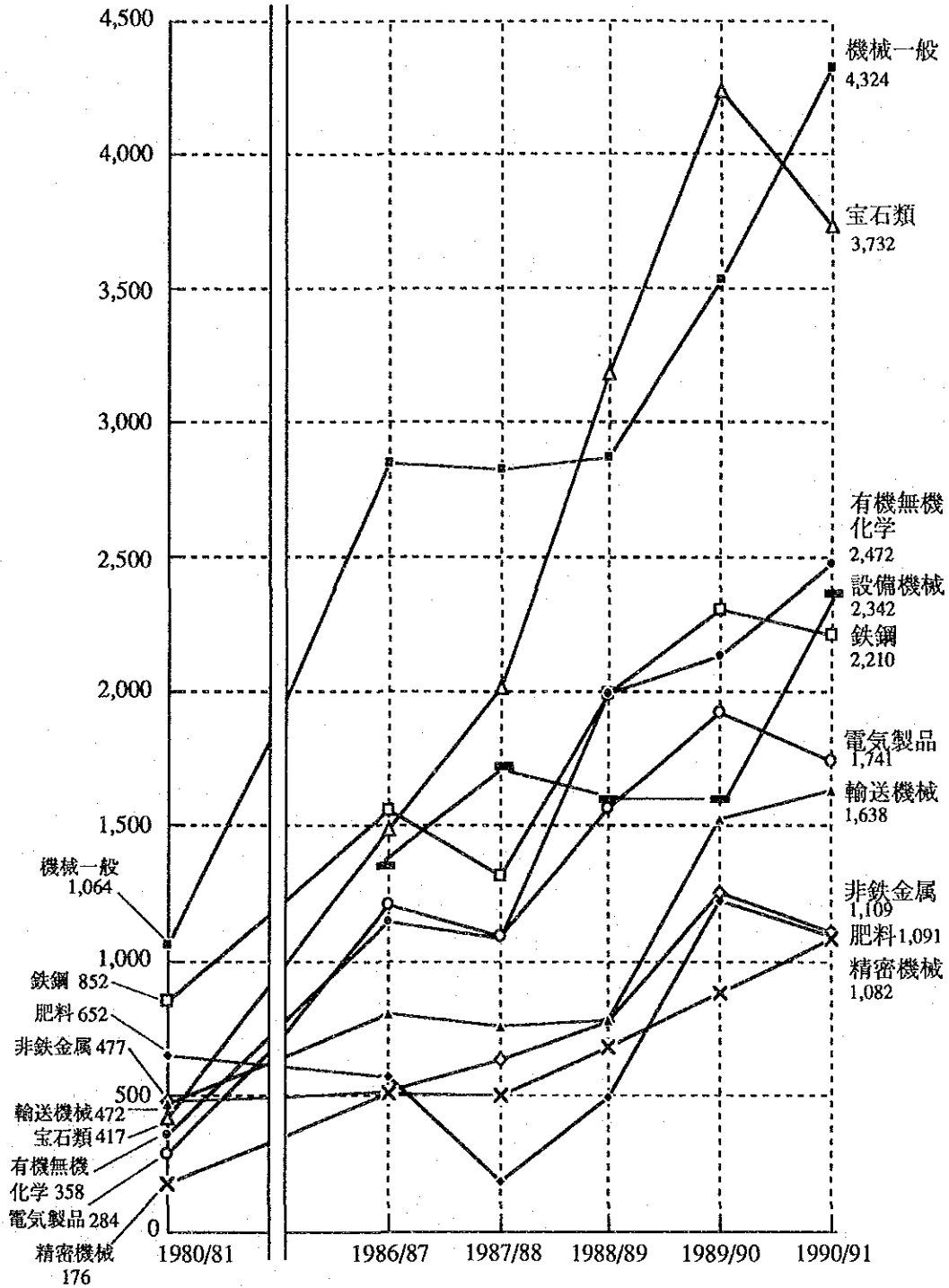
1991/92年の主な輸入先はアジア・太平洋地域（日本、シンガポール等）で総輸入の約44%を占めている。次いでヨーロッパ（独・英国等）で約38%となっている。国別では米国が第1位で約10%を占めており、中近東のサウジアラビア、UAEも比較的高い。



出所：「Handbook of Industrial Statistics 1992」

図 5-4 輸入品グループ構成（1990/91年）

(単位：千万ルピー)



(注) 1)設備機械は1986/87年以前には機械に含まれていた。  
 2)1990/91データは暫定値

出所：「Handbook of Industrial Statistics 1992」

図 5-5 主要輸入品目の推移 (1980/81~1990/91)

表 5-12 主要輸入品目の推移

(単位：千万ルピー)

| Commodities/Year<br>(April-March)                                       | 1980-81 | 1984-85 | 1985-86 | 1986-87 | 1987-88 | 1988-89 | 1989-99 | 1990-91 |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|   | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7       | 8 (P)   |
| Food and Live animals chiefly for food                                  | 380     | 734     | 878     | 750     | 865     | 1493    | -       | -       |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Cereals and cereal preparations   | 100     | 242     | 110     | 87      | 66      | 774     | 378     | 151     |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| (i) Wheat   | 77      | 130     | 61      | 44      | 9       | 434     | 21      | 24      |
| (ii) Rice   | 4       | 90      | 14      | 2       | 2       | 231     | 283     | 39      |
| pulses  | 30      | 101     | 189     | 234     | 275     | 385     | 228     | 473     |
| Cashew nuts, raw  | 9       | 39      | 24      | 71      | 64      | 61      | 77      | 132     |
| Spices  | 13      | 30      | 24      | 33      | 12      | 45      | -       | -       |
| Beverages and tobacco   | 1       | 2       | 4       | 3       | 6       | 9       | -       | -       |
| Crude materials, inedible, except fuels                                 | 565     | 1123    | 1502    | 1625    | 1861    | 2313    | -       | -       |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Crude rubber(including cutting and waste)                               | 32      | 87      | 101     | 107     | 120     | 173     | 172     | 226     |
| Cotton  | neg.    | 13      | neg.    | 27      | 128     | -       | -       | -       |
| Jute raw (including cutting and waste)                                  | 2       | 36      | 6       | 3       | 4       | 7       | -       | -       |
| Wool raw and other animal hair  | .51     | 82      | 103     | 88      | 147     | 176     | 172     | 180     |
| Man-made fibers and waste of man-made fibers                            | 67      | 33      | 21      | 6       | 7       | 8       | -       | -       |
| Synthetic fibers suitable for spinning                                  | 29      | 27      | 48      | 53      | 33      | 29      | 69      | 59      |
| Pulp and waste paper  | 18      | 176     | 245     | 244     | 239     | 260     | 304     | 454     |
| Metaliferrous ores and metal scrap                                      | 116     | 185     | 363     | 472     | 442     | 690     | 883     | 1209    |
| Crude fertilizers and crude minerals                                    | 208     | 414     | 466     | 421     | 223     | 315     | 702     | 788     |
| Mineral fuels, lubricants and related materials                         | 5,293   | 5,464   | 5,213   | 3,029   | 4,285   | 4,810   | 6,835   | 1,1600  |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Petroleum oils, crude oil obtained from bituminous minerals             | 3,349   | 3,430   | 3,687   | 2,120   | 3,036   | 1,808   | 6,274   | 1,0820  |
| Petroleum products refined  | 1,914   | 1,979   | 1,302   | 691     | 1,007   | 1,549   | -       | -       |
| Coal, coke and briquettes   | 27      | 49      | 224     | 218     | 219     | 420     | 561     | 780     |
| Animal and Vegetable Oils, Fats and Waxes                               | 709     | 1,008   | 770     | 656     | 970     | 750     | -       | -       |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Vegetable oils fixed (edible oils)                                      | 683     | 950     | 749     | 634     | 969     | 730     | 211     | 322     |
| Chemicals and Related Products n.e.s.                                   | 1,325   | 2,431   | 2,873   | 2,637   | 2,334   | 3,744   | 4,999   | 5,431   |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Organic and inorganic chemicals   | 358     | 857     | 1,089   | 1,145   | 1,082   | 1,996   | 2,135   | 2,472   |
| Dyeing, tanning and coloring materials                                  | 21      | 41      | 56      | 66      | 89      | 92      | 146     | 168     |
| Medicinal and pharmaceutical products                                   | 85      | 137     | 177     | 214     | 168     | 236     | 272     | 325     |
| Fertilizers manufactured  | 652     | 1,007   | 1,053   | 576     | 188     | 493     | 1,228   | 1,091   |
| Manufactured Good Classified Chiefly by Material                        | 2,153   | 2,829   | 3,580   | 4,148   | 4,642   | 7,131   | -       | -       |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Pearls, precious and semi-precious stones                               | 417     | 1,032   | 1,100   | 1,489   | 2,018   | 3,176   | 4,242   | 3,732   |
| Paper, paperboard and articles of paper pulp of paper or of paper board | 187     | 195     | 226     | 217     | 270     | 303     | 358     | 463     |
| (i) News print  | 181     | 141     | 130     | 121     | 185     | 208     | 224     | 283     |
| Textile yarn and thread   | 50      | 72      | 106     | 86      | 112     | 176     | 349     | 449     |
| Iron and steel  | 852     | 941     | 1,395   | 1,556   | 1,320   | 1,933   | 2,305   | 2,210   |
| non-ferrous metals  | 477     | 412     | 542     | 517     | 639     | 776     | 1,253   | 1,109   |
| Capital Goods   | 1,910   | 3,168   | 4,285   | 6,488   | 6,566   | 6,956   | 8,831   | 10,416  |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Metal manufactures, n.e.s.  | 89      | 141     | 201     | 209     | 161     | 193     | 271     | 371     |
| machinery other than electrical   | 1,064   | 1,995   | 2,705   | 2,849   | 2,826   | 2,872   | 3,532   | 4,324   |
| Electrical machinery, apparatus and appliances                          | 284     | 663     | 811     | 1,212   | 1,093   | 1,563   | 1,922   | 1,741   |
| Project goods @@  |         |         |         | 1,414   | 1,726   | 1,575   | 1,580   | 2,342   |
| Transport equipment   | 472     | 369     | 569     | 804     | 760     | 753     | 1,526   | 1,638   |
| (i) Railway vehicles  | 46      | 32      | 34      | 42      | 79      | 100     | -       | -       |
| Miscellaneous Manufactured Articles                                     | 212     | 367     | 501     | 672     | 715     | 1029    | -       | -       |
| of which  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Professional, scientific and controlling instruments,                   | 176     | 287     | 379     | 512     | 500     | 679     | 886     | 1082    |
| photographic and optical goods  |         |         |         |         |         |         |         |         |
| Total Imports   | 12,549  | 17,134  | 19,658  | 20,096  | 22,244  | 28,235  | 35,416  | 43,171  |

P: Provisional

@: Include commodities and transaction not classified elsewhere and hence commodity-wise data do not add up to the total.

@@: Prior to 1986-87 classified in machinery

Source: D.G.C.I &amp; S.

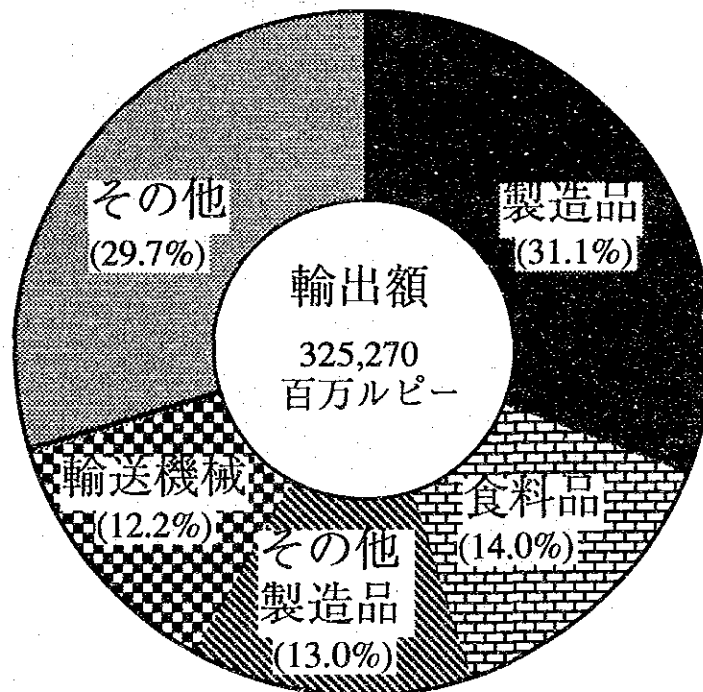
## 5-2-2 輸出動向

インドの主要輸出品グループ構成は図5-6に示すとおりである。製造品グループが輸出総額の約3割を占めている。次いで食料品グループが14%、その他製造品グループが13%、輸送機械グループが12.2%の順となっている。工業製品グループが約56%を占めている。このグループの主な輸出品目をみると「宝石類」が最大の輸出シェアを占めており、総輸出の16%を占めている。次いで「皮革製品」が約8%、「綿布」が約6%の順となっており、その他は3%以下である。

主要輸出品目及びグループの過去10年間の輸出額の推移を図5-7に示した。

「宝石類」はこの10年間輸出額でトップの位置にある。また、この品目の世界輸出市場でのシェアは9.6%で、「紅茶」の21.1%、「皮革製品」の12.0%に次いで高い地位を占めている。

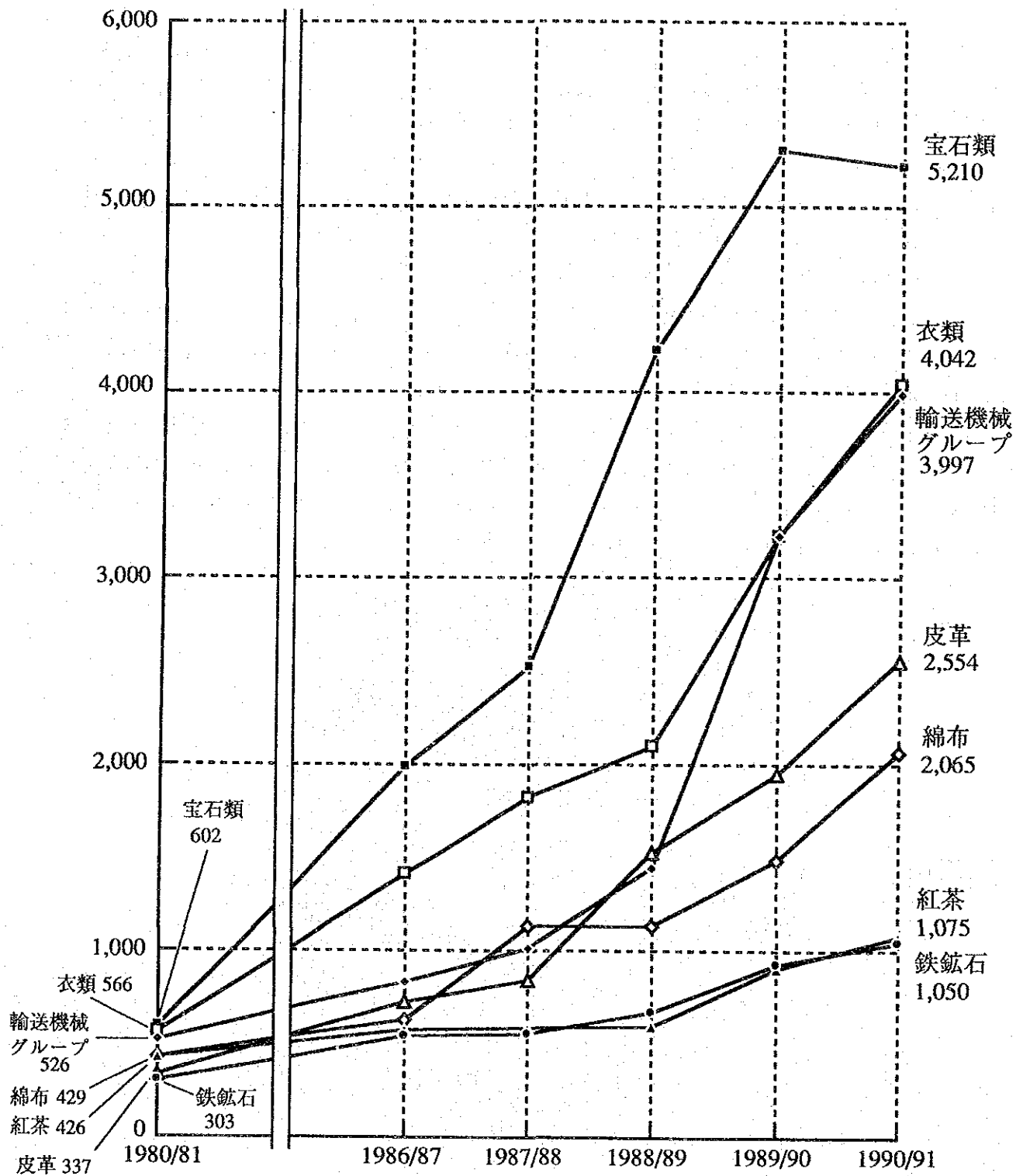
1991/92年の主な輸出先はヨーロッパ（ドイツ、UK等）で、総輸出の約40%を占めている。次いでアジア・太平洋地域で約26%を占めている。第3位は北米地域で約17%を占めている。国別ではこれまでU.S.S.Rが第1位であったが、1991/92年では米国が第1位で日本は第2位となっている。



出所：「Handbook of Industrial Statistics 1992」

図 5-6 輸出品グループ構成（1990/91年）

(単位：千万ルピー)



出所：「Handbook of Industrial Statistics 1992」

図 5-7 主要輸出品目の推移 (1980/81~1990/91)

表 5-13 主要輸出品目の推移

(単位：千万ルピー)

| Commodities/Year<br>(April-March)  | 1980-81 | 1984-85 | 1985-86 | 1986-87 | 1987-88 | 1988-89 | 1989-<br>99(P) | 1990-<br>91(p) |   |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|----------------|---|
|  | 1       | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       | 7              | 8              | 9 |
| Food and Live animals chiefly for food of which:                                       | 1,705   | 2,443   | 2,509   | 2,782   | 2,909   | 3,105   | 3,912          | 4,511          |   |
| (a) Marine products  | 217     | 396     | 420     | 539     | 533     | 629     | 687            | 960            |   |
| (b) Vegetables and fruits  | 220     | 363     | 403     | 525     | 445     | 453     | 576            | 664            |   |
| (i) Cashew Kernels (incl.cncl)   | 140     | 180     | 225     | 328     | 313     | 276     | 368            | 447            |   |
| (ii) Others  | 80      | 183     | 178     | 197     | 132     | 177     | 208            | 217            |   |
| (c) Coffee & coffee substitutes  | 214     | 210     | 265     | 297     | 251     | 279     | 343            | 253            |   |
| (d) Tea & mate   | 426     | 767     | 626     | 577     | 549     | 603     | 905            | 1,075          |   |
| (e) Spices   | 111     | 207     | 278     | 279     | 313     | 250     | 247            | 233            |   |
| (i) Pepper (black)   | 38      | 59      | 181     | 199     | 251     | 161     | -              | -              |   |
| (f) Oil cakes  | 125     | 137     | 134     | 190     | 182     | 374     | 546            | 625            |   |
| (g) Sugar, Sugar preparations and honey  | 41      | 36      | 17      | 2       | 12      | 10      | 32             | 37             |   |
| Beverages and tobacco of which:  | 141     | 179     | 171     | 187     | 137     | 134     | 175            | 263            |   |
| (a) Tobacco, unmanufactured; tobacco refuse  | 124     | 151     | 137     | 145     | 108     | 100     | 143            | 263            |   |
| Crude materials, inedible, except fuels of which:                                      | 814     | 1,002   | 1,119   | 1,186   | 1,199   | 1,294   | -              | 1940           |   |
| (a) Cotton   | 177     | 63      | 70      | 209     | 110     | 21      | 128            | 855            |   |
| (b) Mica   | 19      | 24      | 26      | 24      | 23      | 29      | 30             | 35             |   |
| (c) Iron ore and concentrate   | 303     | 459     | 579     | 547     | 554     | 673     | 928            | 1,050          |   |
| (d) Manganese ore and concentrate  | 13      | 24      | 20      | 9       | 8       | 15      | -              | -              |   |
| Minerals fuels, lubricants and related materials of which:                             | 28      | 1,823   | 655     | 418     | 657     | 518     | 713            | 938            |   |
| (a) petroleum oils, curried  | -       | 1,563   | 135     | -       | -       | -       | -              | -              |   |
| (b) Petroleum products, refined  | 25      | 255     | 510     | 411     | 649     | 505     | 697            | 938            |   |
| Animal and vegetable oils, fats and waxes of which:                                    | 19      | 59      | 49      | 32      | 21      | 14      | -              | -              |   |
| (a) Fixed vegetable oils and fats  | 15      | 55      | 47      | 30      | 20      | 11      | -              | -              |   |
| Chemicals and related products, n.e.s of which:  | 235     | 483     | 394     | 486     | 839     | 1,259   | (a)1,997       | (a)2,330       |   |
| (a) Dying, tanning and coloring materials  | 51      | 80      | 75      | 121     | 193     | 251     | -              | 350            |   |
| (b) Medicinal and pharmaceutical products  | 67      | 234     | 158     | 161     | 305     | 508     | -              | 829            |   |
| (c) Essential oils and perfume materials; toilet, polishing and cleansing preparations | 74      | 73      | 67      | 78      | 98      | 169     | -              | -              |   |
| Manufactured foods classified chiefly by material of which:                            | 2,320   | 3,609   | 3,711   | 4,531   | 6,181   | 9,242   | -              | 10,129         |   |
| (a) Leather, leather manufactures, n.e.s and dressed foreskins                         | 337     | 627     | 647     | 731     | 847     | 1,522   | (b)1,951       | (b)2,554       |   |
| (b) Cotton yarn, fabric, made-ups, etc.  | 429     | 620     | 574     | 637     | 1,131   | 1,134   | 1,480          | 2,065          |   |
| (c) Jute manufactures (incl. twist and yarn)   | 330     | 341     | 262     | 244     | 241     | 235     | 298            | 300            |   |
| (d) Pearls, precious and semi-precious stones: unworked or worked                      | 602     | 1,153   | 1,412   | 1,995   | 2,526   | 4,223   | (c)5,296       | (c)5,210       |   |
| (e) Manufactures of metal, n.e.s   | 186     | 199     | 152     | 165     | 301     | 510     | -              | -              |   |
| (f) Iron and steel   | 70      | 76      | 56      | 56      | 75      | 206     | -              | -              |   |
| Machinery and transport equipment of which:  | 526     | 663     | 704     | 836     | 1,014   | 1,437   | (b)3,222       | (d)3,977       |   |
| (a) Machinery other than electrical  | 215     | 335     | 358     | 426     | 479     | 710     | -              | -              |   |
| (b) Electrical machinery, apparatus and appliances                                     | 114     | 138     | 159     | 208     | 276     | 362     | -              | -              |   |
| (c) Transport equipment  | 196     | 190     | 187     | 201     | 259     | 365     | -              | -              |   |
| Miscellaneous manufactured articles of which:  | 871     | 1,455   | 1,566   | 1,955   | 2,696   | 3,190   | -              | 4,479          |   |
| (a) Articles of apparel and clothing accessories                                       | 566     | 985     | 1,108   | 1,406   | 1,820   | 2,102   | 3,224          | 4,042          |   |
| (b) works of art, collectors' pieces and antiques                                      | 119     | 165     | 147     | 188     | 250     | 323     | (c)403         | (c)429         |   |
| Commodities and transactions not classified elsewhere                                  | 52      | 28      | 17      | 39      | 21      | 39      | -              | -              |   |
| Total Exports  | 6,711   | 11,74   | 10,895  | 12,452  | 15,674  | 20,232  | 27,681         | 32,527         |   |

Note: In columns 8 & 9, (a) relates to basic chemicals and allied products (b) relates to leather and leather manufactures (c) relates to gems jeweled (d) relates to engineering goods and (e) relates to handicrafts.  
P: Provisional. also see 'Notes on the Statements'  
Source: D.G.C.I. & S

### 5-3 工業開発支援機関

工業開発及び企業家支援のための機関及び業界団体が数多く全国・州レベルで存在している。これらのうち代表的な機関の概要を以下に示す。

なお、主な業界団体のリストはAPPENDIX-IVに示した。

#### 5-3-1 投資促進機関等

海外投資家のために中央政府は投資援助及びガイダンスを大蔵省からIIC (Indian Investment Centre)を通じて提供している。IICはJVパートナーを捜している外国企業のプロモーターとして活動している。このためオフィサーを国の外交団として選任できる。また、州政府は工業開発組織や公共団体を通して、同じようなサービスを提供している。

##### (1) インド投資センター (IIC : Indian Investment Centre)

IICは非インド居住者、非インド居住者を雇用する外国企業の投資促進及び援助サービスを提供する機関である。IICはプロジェクトを監視するState Level Review Committeesの代理として、また、州政府と中央政府の接点として活動している。

##### (a) IICは以下により構成される。

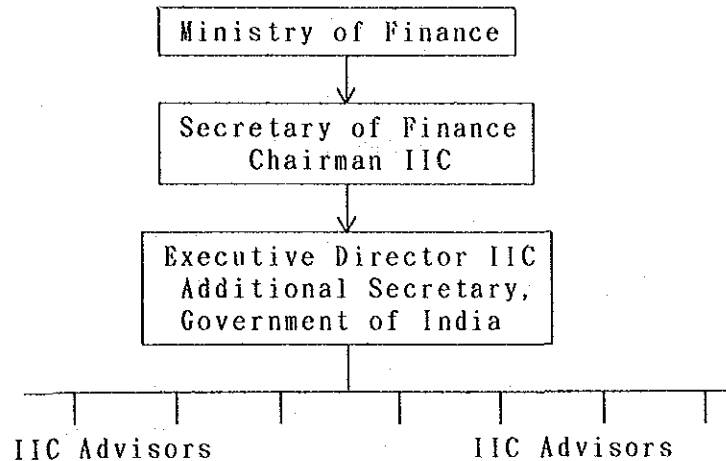
チェアマン : 経済省大臣  
メンバー : 外務大臣  
              : 工業開発大臣  
              : 商務大臣  
              : 技術開発大臣  
              : 直接税中央委員長  
              : エグゼクティブダイレクター、IIC  
              : 大蔵大臣  
              : インド州銀行会長  
              : 商工会議所長  
              : 連合商工会議所長

##### (b) その他

IICデリー事務所によれば、外国の企業がJVパートナーを捜しているならば、IICは地方又は州レベル支援組織に連絡をとり、国内企業を募る。国内企業の財務状況、従業員数等を確認後、IICはその企業が財政的に(必要な借り入れができるかどうか)外国企業に見合ったものかどうか予備審査を行うなどのサービスを提供している。



## I I C 組織図



### (2) インド工業連盟 (C I I : The Confederation of Indian Industry)

C I I は国内製造業及び外国企業のため、国、地方レベルでのサービスを提供している上位組織である。C I I は National Council, Regional Council, States Council といった連邦組織を通して運営を行っている。

(a) C I I には公共及び民間部門からの小規模から大規模製造業までの約 2,600 企業がメンバーとなっている。メンバーの投資額は総計 21,000 百万 USドルであり、従業員総数は 2 百万人を越える。

(b) C I I の主要財源は Trade Fair Department による貿易フェアー及びインドエンジニアリング貿易フェアーのプロモート費用からなっている。それにメンバーシップフィーが加わっている。

(c) C I I は以下のガイダンスサービスを提供している。

- |           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| ・消費       | ・外務     | ・貿易フェアー |
| ・関税 / 消費税 | ・エネルギー  | ・経済政策   |
| ・電力       | ・輸出入    | ・インフラ   |
| ・政策手続     | ・工業政策   |         |
| ・品質管理     | ・原材料    | ・税金     |
| ・R & D 開発 | ・財政     |         |
| ・運輸・通信    | ・テクノロジー |         |

### (d) その他

C I I からの情報によると、組織には州政府の政策、中央政府の政策及び売り手側の不満や問題点を調査する州レベルでのチェアマンがおり、その調査結果をデリーの中央オフィスに報告する活動も行っている。

(3) インド商工会議所連盟 (F I C C I : The Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry)

非営利組織としてCompanies Actに基づき登録したボランティア組織である。F I C C Iには少なくとも100の中央政府、民間企業支援団体が関与している。中央及び州政府の政策に関するコンセンサスを得るためビジネス業界とのワークショップ、協議会、セミナーを開催している。

F I C C Iは様々なパンフレット、新聞、経済誌、公共関連誌を刊行し、メンバーにビジネスに係わる刊行物や規定の変更を知らせている。また、貿易代表団、ジョイントビジネスカウンシル、国際ビジネス組織に関する詳細な情報をメンバーに提供している。

F I C C Iは“アジア-パシフィック商工会議所同盟”の創設メンバーで、“All India Organization of Employers”を通して、海外労働者の需要に関する調査も行っている。

(4) P H D 商工会議所 (P H D C C I : The PHD Chamber of Commerce and Industry)

P H D C C Iは北部の6つの州と2つのユニオンテリトリー：パンジャブ州、ハリヤナ州、ウッタール・プラディッシュ州、ヒマカル・プラディッシュ州、ラジャスタン州、ジャム州、カシミール州、デリー、チャンディガールを管轄している。

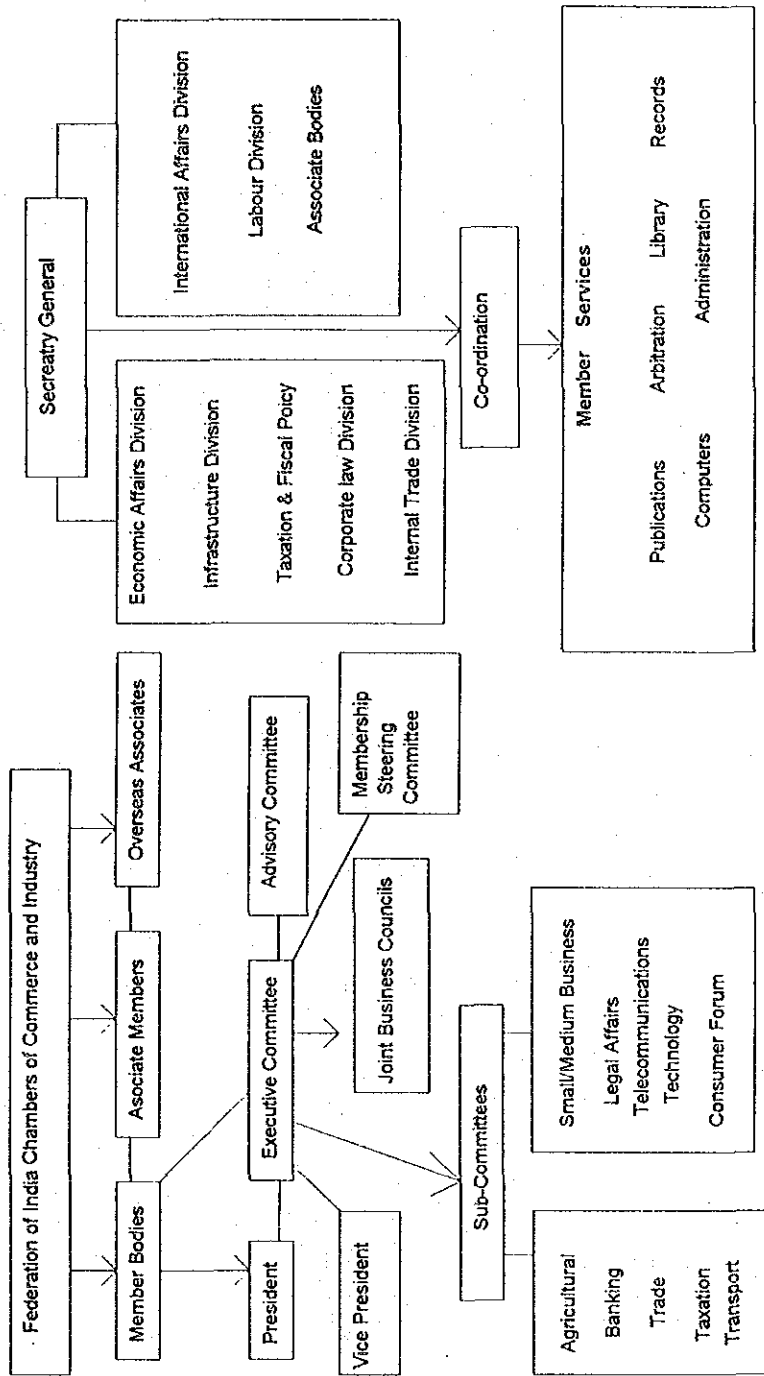
P H D C C Iは、4つの二国間商工会議所（インド-アメリカ、インド-フランス、インド-イタリア、インド-ポーランド）を含む20団体の代表であり、140に及ぶ中央・州政府のアドバイザー団体の代表でもある。

(a) P H D C C Iは国内のメンバー及び外国企業に以下のサービスを提供している。

アドバイス、最新の法律、工業関連、カウンセリング、輸出書類（商用インボイス、ビザ発給の支援）、エネルギー審査、投資ガイド、商用訓練プログラム、フィージビリティ調査のコンサルタント。

(b) その他

P H D C C Iはメンバーシップからの財源で成り立っている。組織管理のため重要なポストにはP H D C C Iの職員が就いている。P H D C C I会計監査員は組織の活動を毎年チェックするとともに、重要なポストに就いているP H D C C Iの職員の役割もチェックしている。



Source: Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry Pamphlet, 1992

图 5-8 F I C C I 组织图

### 5-3-2 投資金融機関

商業銀行の他、企業設立支援のための工業金融機関が以下に示すように全国及び州レベルで存在している。これらの金融機関の全てを統轄しているのが中央銀行（RBI）である。

インドの企業金融は、全てコンソーシアムの融資（短期・中長期）形態をとっている。従って、商業銀行だけでなく複数の開発金融機関が一体となって組まれる。この目的は1行あたりの資金量が限られていること、リスクを分担して1行のリスクを低くすること、ひとつの銀行に利益を独占させないなどの理由による。

工業金融機関は全国レベル及び州レベルの機関で区分されるが、企業融資額は全国レベルの機関が全体の約85%、州レベルの機関が約15%の比率となっている。このうち、IDBIが最大の機関で全体の約30%を融資しており、次いでICICIが約15%となっている（表5-14参照）。また、1990～91年度の融資額は前年の約23%増となっている。

#### (1) 全国レベルの機関

##### (a) 工業開発機関

- 1) インド工業開発銀行（IDBI : Industrial Development Bank of India）
- 2) インド工業金融公社（IFCI : Industrial Finance Corporation of India）
- 3) インド工業信託投資公社（ICICI : Industrial Credit and Investment Corporation of India Ltd.）
- 4) インド中小企業開発銀行……（SIDBI : Small Industries Development Bank of India）
- 5) インド船舶信託投資公社（SCICI : Shipping Credit and Investment Company and India Limited）
- 6) インド観光金融公社（TFCI : Tourism Finance Corporation of India Ltd.）

##### (b) 投資機関

- 1) インド・ユニット・トラスト（UTI : Unit Trust of India）

2) インド生命保険会社 (LIC : Life Insurance Corporation of India)

3) インド一般保険会社 (GIC : General Insurance Corporation of India)

(c) その他

1) インド工業再開発銀行 (IRBI : Industrial Reconstruction Bank of India)

(2) 州レベル機関

(a) 州金融公社 (SFCs : State Financial Corporations)

(b) 州工業開発公社 (SIDCs : State Industrial Development Corporations)

表 5-14 工業金融機関による融資高 (単位 : 千万ルピー)

| Institutions  | 1990 -- 1991    |                 | Percentage Change in 1990-91 over 1989-90 |               |
|---|-----------------|-----------------|---|---------------|
|   | Sanctions       | Disbursements   | Sanctions                                 | Disbursements |
| <b>@ All India Development Banks</b>                          | <b>16,191.6</b> | <b>9,603.2</b>  | <b>+24.5</b>                              | <b>+29.5</b>  |
| @@  | (14,035.3)      | (8,329.8)       | (+25.6)                                   | (+29.4)       |
| @ IDBI  | 6,450.0         | 4,016.0         | +21.0                                     | +28.3         |
| @@  | (5,569.9)       | (3,483.8)       | (+19.4)                                   | (+23.4)       |
| ICICI   | 2,965.1         | 1,574.9         | +29.2                                     | +40.4         |
| ICICI   | 3,861.1         | 1,967.6         | +35.4                                     | +45.0         |
| SIDBI   | 2,408.8         | 1,838.5         | +15.5                                     | +17.0         |
| @@  | (1,222.6)       | (1,097.3)       | (+23.9)                                   | (+22.4)       |
| TFCI  | 85.0            | 39.2            | +61.0                                     | +206.3        |
| SCICI   | 331.6           | 167.0           | +3.2                                      | -26.0         |
| <b>Investment Institutions</b>                                | <b>3,078.2</b>  | <b>2,106.5</b>  | <b>+46.8</b>                              | <b>+22.8</b>  |
| UTI   | 2,077.2         | 1,532.7         | +58.9                                     | +41.8         |
| LIC   | 688.1           | 427.4           | +19.0                                     | -6.1          |
| GIC and its subsidiaries                                      | 312.9           | 146.4           | +48.2                                     | -18.5         |
| <b>Other Institutions</b>                                     | <b>234.7</b>    | <b>153.9</b>    | <b>+60.1</b>                              | <b>+9.1</b>   |
| IRBI  | 234.7           | 153.9           | +60.1                                     | +9.1          |
| <b>@ Total Assistance by All-India Financial Institutions</b> | <b>19,414.5</b> | <b>11,863.6</b> | <b>+27.9</b>                              | <b>+27.9</b>  |
| <b>State Level Financial Institutions</b>                     | <b>2,568.9</b>  | <b>1,778.9</b>  | <b>+15.0</b>                              | <b>+2.3</b>   |
| SFCs  | 1,870.1         | 1,260.1         | +21.2                                     | +5.9          |
| SIDCs   | 698.8           | 518.8           | +1.2                                      | -5.6          |
| <b>Total All Assistance</b>                                   | <b>19,917.1</b> | <b>12,369.1</b> | <b>+27.3</b>                              | <b>+23.3</b>  |

Notes: @ denotes data are net of inter-institutional (all-India) flows.

@@ denotes data are net of inter-institutional (all-India and State-level) flows.

Source: Report on Currency and Finance: 1990-1991.

### 5-3-3 特定貿易公社

第3章3-2-1項に示した輸入業者指定制度（Canalization）による主な国営貿易公社とその取扱い品目は次の通りとなっている。

(1) インド国営貿易公社（S T C : State Trading Corporation of India）

1990～91年の輸出取扱い高は369千万ルピーで指定取扱い品目と非指定取扱い品目の両方を扱っている。このうち指定取扱い品目は、砂糖、油、アルコール、麻等の一次産品加工品で、非指定取扱い品目はコーヒー、タバコ、医薬品、食品加工、皮革製品、衣類等である。

また、輸入取扱い高は1,332千万ルピーで、ほとんどが指定取扱い品目となっている。例えば、植物油、砂糖、天然ゴム、新聞、医薬品である。

(2) 金属鉱物貿易公社（M M T C : Minerals and Metals Trading Corporation）

1990～91年の輸出取扱い高は1,325千万ルピーで、このうち指定取扱い品目は約半分で鉄鉱石、マンガン、石炭となっている。非指定取扱い品目はダイヤモンド、宝石類の他、プロジェクト用設備となっている。

また、輸入取扱い高は4,266千万ルピーでほとんどが非鉄金属、鉄鋼、肥料等の指定取扱い品目である。

（S T C 及び M M T C の 2 社 が 占 め る 輸 入 取 扱 い 高 は 総 輸 入 額 の 約 10% と な っ て い る 。 ）

(3) インドカシオナッツ公社（C C I : The Cashew Corporation of India）

C C I は S T C の 100% 子 会 社 と し て カ シ オ ナ ッ ツ 産 業 を 輸 出 指 向 型 産 業 と す る た め 、 そ の 原 料 輸 入 目 的 で 1970 年 に 設 立 さ れ た 。 現 在 は カ シ オ ナ ッ ツ の 輸 出 を 主 体 と し て い る 。

(4) インド紅茶貿易公社（T T C I : Tea Trading Corporation of India）

T T C I は 紅 茶 の 輸 出 促 進 の た め 1971 年 に 設 立 さ れ た 。 現 在 は S T C の 子 会 社 と な っ て い る 。

(5) インド雲母貿易公社（M I T C O : Mica Trading Corporation of India Ltd.）

M I T C O は 加 工 雲 母 及 び ス ク ラ ッ プ 雲 母 の 輸 出 促 進 の た め 、 1974 年 に 設 立 さ れ た 。 現 在 は 加 工 雲 母 が 非 指 定 品 目 と な っ た た め 、 ス ク ラ ッ プ 雲 母 の み を 取 り 扱 っ て い る 。

## 5-4 産業基盤

通常、産業基盤とは生産活動に必要とする運輸、通信、電力、工業用水等のインフラ全てを含むが、インドは広大であり各州、各地域によって事情が異なるため、ここでは生産基地として存在する工業団地の存在状況、輸出加工区（EPZ）、輸出保税工場（EOU）について概観する。

### 5-4-1 EPZ

#### (1) EPZ開発の背景

##### (a) EPZの概況

インドのEPZも他の開発途上国同様、工業製品の輸出を効果的に加速する手段として開発されてきた。

EPZは、国内の税制から分離されたゾーンとして建設され、その目的は、国際的に競合するマーケットの中で輸出製品を低コストで提供しようとするものである。

EPZは、1965年最初にカンドラに、続いて1973年、サンタクルーズ、1984年には、マドラス、コーチン、ノイダ、ファルタに相次いで設立された。

サンタクルーズEPZ（SEEPZ）を除き、他のEPZでは各種工業製品を輸出している。

SEEPZはボンベイのサンタクルーズにあり、電子製品主体の輸出加工区となっている。

1989年には、ビジャカパトナムに7番目のEPZが建設中で、ほぼ終了段階にある（表5-15参照）。

なお、EPZの所在地は図5-9に示してある。

##### (b) EPZの輸出実績

インド全体の輸出悪化を反映して6つのEPZからの輸出も停滞ぎみである。1988～89年には前年比55.6%増であった輸出額も1989～90年は前年比43.0%増、1990～91年の輸出額は982千万ルピー、前年比33.1%増にとどまった（表5-16参照）。

インド全体の輸出に占めるEPZの割合は、1989～90年の2.7%から1990～91年の3.0%と伸びを示しているが、これはインド全体の輸出が減少したためEPZの輸出シェアが若干増加したにすぎない。

表 5-15 インドEPZの立地

| EPZ名         | 設立   | 面積 (ha) | 交通                            |
|--------------|------|---------|-------------------------------|
| 1. カンドラ      | 1965 | 284     | カンドラ港から10km                   |
| 2. サンタクルーズ   | 1975 | 40      | ボンベイ空港から6km<br>ボンベイ港から30km    |
| 3. コーチン      | 1984 | 41      | コーチン空港から20km<br>コーチン港から20km   |
| 4. マドラス      | 1984 | 106     | マドラス空港から8km<br>マドラス港から24km    |
| 5. ファルタ      | 1984 | 113     | カルカッタ空港から80km<br>カルカッタ港から55km |
| 6. ノイダ       | 1984 | 126     | デリー空港から30km                   |
| 7. ビシャカ・パトナム | 1989 | 148     | ビシャカ・パトナム空港7km                |

出所：Manual for 100% Export Units Free Trade & Export Processing Zones  
 (注) 主なEPZの概要はAPPENDIXに示した。

1984年に設立された4つの新しいEPZであるマドラス、ファルタ、ノイダ及びコーチンからの輸出に限ると、1989～90年108.9千万ルピーから1990～91年136.4千万ルピーと25.3%の増加ではあるが、これは6つのEPZ全輸出額の増加の11.3%に過ぎず、これらのEPZの輸出額は低調である。

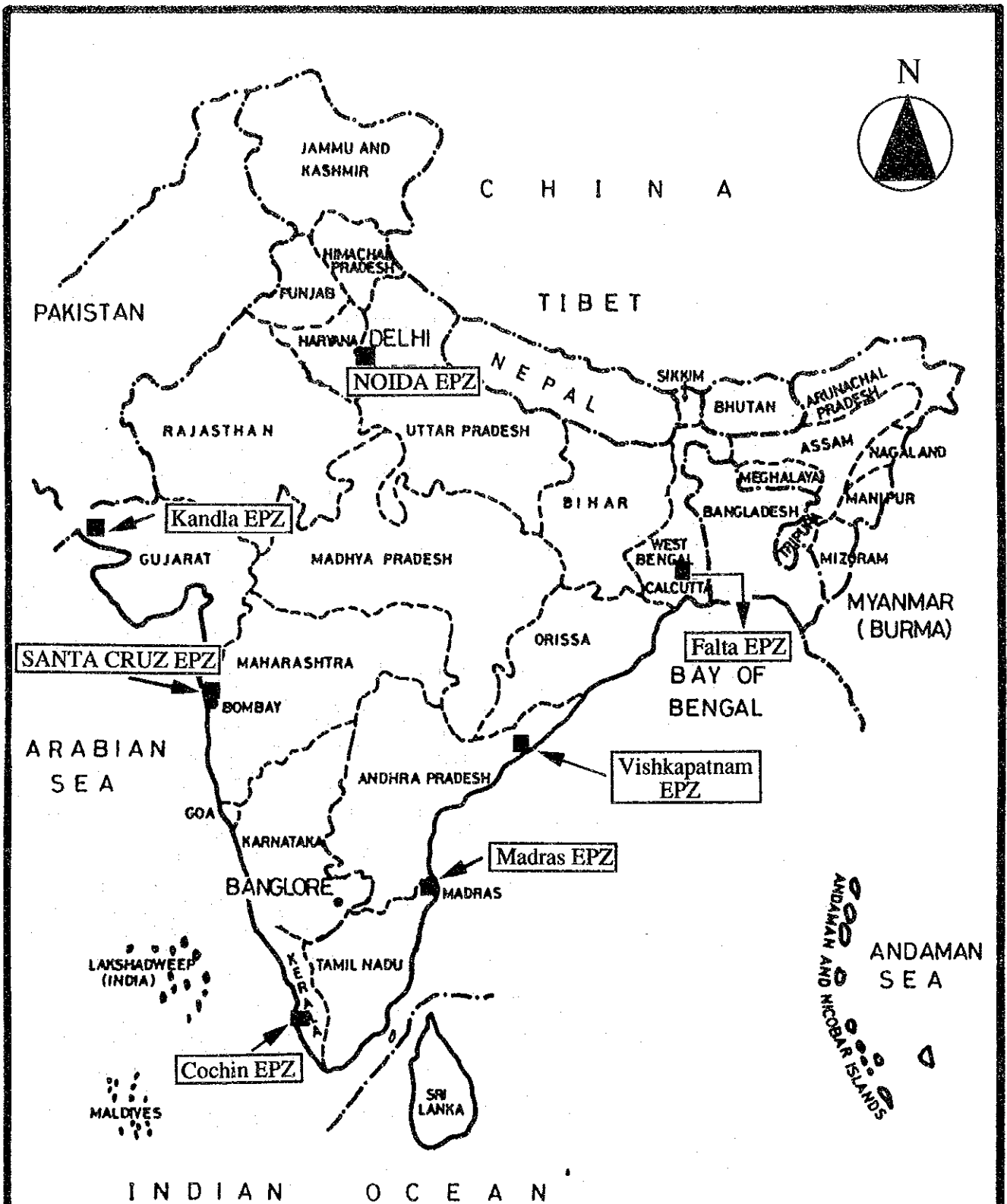
また、EPZで運営中の企業数は1989～90年の369から1990～91年の339と減少している(表5-16参照)。

表 5-16 EPZの輸出実績 (単位：千万ルピー)

| ZONE                                       | EXPORTS         |                 |                 | No. of Units<br>(3/31/91) |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
|  | 1988-89         | 1989-90         | 1990-91         |                           |
| Kandla FTZ                                 | 271.0<br>(52.5) | 338.3<br>(45.9) | 456.6<br>(46.5) | 101<br>(29.8)             |
| SEEPZ                                      | 185.2<br>(35.9) | 290.4<br>(39.4) | 389.0<br>(39.6) | 101<br>(29.8)             |
| Madras EPZ                                 | 24.0<br>(4.7)   | 29.6<br>(4.0)   | 61.3<br>(6.2)   | 50<br>(14.7)              |
| NOIDA EPZ                                  | 21.3<br>(4.1)   | 51.9<br>(7.0)   | 44.7<br>(4.6)   | 55<br>(16.2)              |
| Falta EPZ                                  | 8.1<br>(1.6)    | 16.4<br>(2.2)   | 25.0<br>(2.6)   | 9<br>(2.7)                |
| Cochin EPZ                                 | 6.2<br>(1.2)    | 1.0<br>(1.5)    | 5.4<br>(0.5)    | 23<br>(6.8)               |
| Total                                      | 515.8<br>(100)  | 737.6<br>(100)  | 982.0<br>(100)  | 339<br>(100)              |
| Percentage Variation<br>over previous year | +55.6           | +43.0           | 33.1            | -8.1                      |

Note: Figures in brackets represent percentage share of total.  
 Source: Office of the respective Development Commissioner.





|  |       |
|--|-------|
| インド工業団地建設計画調査                          |       |
| EPZ 所在地図                               | No.   |
|  | 図 5-9 |
| 0 500km 1,000km                        |       |
| JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY |       |

## (2) 主なEPZの活動状況

### (a) NOIDA EPZ (NEPZ)

NEPZは1984年に建設が決定され、「フェーズⅠ」で計画されたインフラ施設は完成し、1987～1988年に操業を開始した。EPZにより誘発された企業家の要求を促進する目的で「フェーズⅡ」の開発が始められた。

NEPZは、UP州だけでなく近隣の州の工業開発促進手段となっている。

その理由としてNEPZから輸出される製品はソフトウェア、衣類、ウール寝巻、上履き、ファスナー、宝石、ビデオカセット、リンゴジュース等の様に幅広い範囲のアイテムを含んでいるからである。

NEPZは唯一の内陸型EPZである。「フェーズⅠ」では、約33haの開発用地が計画された。そしてすべてが計画通り稼働すれば、輸出額は年間5億ルピーと見込まれている。

企業は、必要に応じて区画をリースすることも余分に確保することもできる。区画サイズは、1,500㎡から4,000㎡までの範囲で30年のリースする事が出来る。

標準工場は、500㎡から830㎡の範囲で提供されている。

1992年12月31日現在のデータによると、NEPZへの申請数は409件あり、そのうち許可されたものが273件、進行中のものが202件あるものの、一方、キャンセルされたものが71件と大きな数字となっている。

現在、稼働中の工場は90あり、建設中の工場は37ある(表5-17参照)。現在進行中のプロジェクトに於ける外国企業の提携関係は、132社うち技術提携48、資本提携70、販売提携132となっている。

許可されたプロジェクトの概算の投資額は、510千万ルピーとなっている。

許可されたプロジェクトから期待される平均年間輸出額は、950千万ルピーとなっている。

### (b) サンタクルーズ EPZ (SEEPZ)

SEEPZは、マハラシュトラ州政府の土地提供により1974年9月、ボンベイのMarol Industrial Areaに約41haで建設された。

SEEPZは、当初100%エレクトロニクス製品の輸出を目的としていたが、1986～1987年には宝石の輸出も行うこととした。SEEPZは、

企業家が自らのデザインで工場を建設することもできる。

また、SEEPZは企業家に対して生産施設を設立するため、既に建設してある標準工場を提供している。

SEEPZは1974年輸出工場5社で操業を開始し、現在99の電子製品の企業と26の宝石の企業が操業しており、12,000人が雇用されている。

1992～93（2月15日まで）の総輸出額は625.75千万ルピーであり、その内訳は電子製品が47.1%、宝石類が52.9%となっている（表5-18参照）。

SEEPZの輸出額が国内全体に占めるシェアは、電子製品で25%、宝石類で22%を占めている。

SEEPZに入居している125工場の内、61工場が外国企業と提携している。

(c) マドラス EPZ (MEPZ)

NEPZは、1984年に設立された4つのEPZの1つである。

用地の総面積は106haあり、その内Phase-Iの40haは既に開発されており、Phase-IIの66haは二段階で開発する予定である。

工場用地は64ha（約60%）あり、現在、78工場が操業し10工場が建設中である。

(d) ビジャカパトナム EPZ (VEPZ)

インド政府は、7番目のEPZをビジャカパトナムに建設している。

VEPZの開発は、「フェーズI」、「フェーズII」とあり、現在インフラ整備の最終段階にある。

表 5-17 ノイダEPZの業種別入居状況

| SL No. | Products                      | No. Recd. | App- roved | Withdrawn/Cancelled | Balance Approved | Units in Production |
|--------|-------------------------------|-----------|------------|---------------------|------------------|---------------------|
| 1      | Textile/Garments              | 70        | 45         | 12                  | 33               | 16                  |
| 2      | Electronics(Hardware)         | 72        | 37         | 11                  | 26               | 11                  |
| 3      | Electronics(Software)         | 39        | 25         | 5                   | 20               | 12                  |
| 4      | Engineering                   | 57        | 40         | 15                  | 25               | 13                  |
| 5      | Pharmaceutical/Chemical/Drugs | 11        | 10         | 5                   | 5                | 7                   |
| 6      | Leather Products              | 23        | 15         | 6                   | 9                | 3                   |
| 7      | Gem/Jewelry                   | 71        | 63         | 6                   | 57               | 22                  |
| 8      | Agro Products                 | 8         | 1          | 0                   | 1                | -                   |
| 9      | Plastic/Rubber/Synthetics     | 22        | 16         | 5                   | 11               | -                   |
| 10     | Miscellaneous                 | 36        | 21         | 6                   | 15               | 6                   |
|        | Total                         | 409       | 273        | 71                  | 202              | 90                  |

出所：NEPZ

表 5-18 サンタクルーズEPZの製品別生産比率

| Category   | Percentage During |       |       |       |       |
|--|-------------------|-------|-------|-------|-------|
|  | 87-88             | 88-89 | 89-90 | 90-91 | 91-92 |
| <u>Electronics:</u>                                      |                   |       |       |       |       |
| a) Computer, computer sub-assemblies & peripherals, etc. | 61                | 57    | 62    | 58    | 58    |
| b) Other electronics components                          | 18                | 12    | 13    | 15    | 11    |
| c) Consumer electronics components                       | 9                 | 20    | 10    | 12    | 9     |
| d) Computer software                                     | 11                | 10    | 14    | 14    | 21    |
| e) Instruments & communication equipment                 | 1                 | 1     | 1     | 1     | 1     |
| <u>Gem &amp; Jewelry:</u>                                |                   |       |       |       |       |
| Diamonds   | -                 | 57    | 41    | 38    | 23    |
| Jewelry  | -                 | 43    | 59    | 62    | 77    |

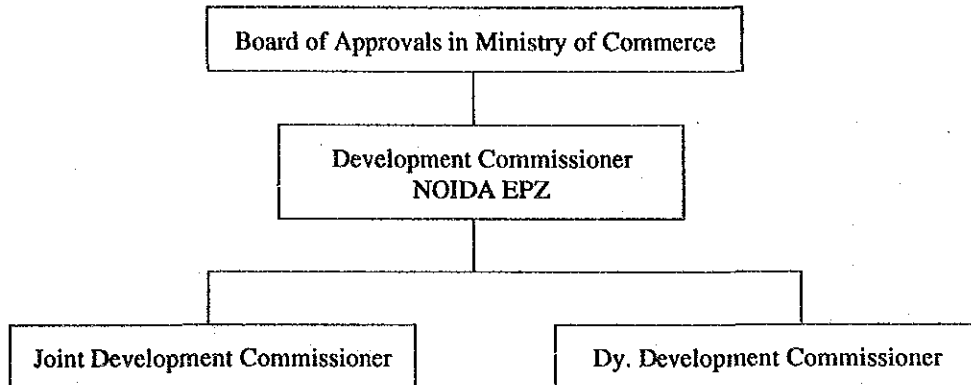
出所：SEEPZ

(3) EPZの組織運営

EPZは工業団地と異なり商務省の管轄下にある。その下に Development Commissionerがおり、更に各部署に分かれている。

(a) NOIDA EPZ

NOIDA EPZの組織図を図5-10に示した。



Board of Approvals consists of:

|    |  |          |
|----|--|----------|
| 1. | Additional SECRETARY, Ministry of Commerce,<br>Government of India | Chairman |
| 2. | All Development Commissioners,<br>Export Processing Zones          | Members  |
| 3. | Nominees of Ministry of Finance                                    | Members  |
| 4. | Nominees of Dept. of Electronics                                   | Members  |
| 5. | Nominees of Ministry of Textiles,<br>Government of India           | Members  |
| 6. | Nominees of Director General,<br>Trade and Development             | Members  |
| 7. | Nominees of Ministry of Industry,<br>Government of India           | Members  |

Source: NOIDA EPZ.

Note: Information obtained from returned questionnaire submitted to EPZ(s), dated 1/31/93.

図 5-10 ノイダEPZ組織と構成員

## 5-4-2 EOU

### (1) EOU開発の背景

EOUは、輸出促進を図る政策の一環として、種々のインセンティブを与えることにより輸出力を増加することを目的に、1980年に導入された。

EOUは、機械、原材料、部品、消費財の輸入には課税されていない。

ただし、EOUは保税倉庫扱いとなっており、所轄官庁により一定の付加価値を達成する事が義務づけられている。

### (2) EOUの現況

現在、全国で193のEOUが存在している。1986年からの生産実績を表5-19に示した。

1986～87年の輸出額は290千万ルピーであったが、現在では約560千万ルピーと過去5ヶ年で2倍以上拡大している。

表 5-19 EOUの生産動向(1986/87～1991/92)

| Year    | Units=10 million Ruppe |
|---------|------------------------|
| 1986-87 | 291                    |
| 1987-88 | 245                    |
| 1988-89 | 460                    |
| 1989-90 | 605                    |
| 1990-91 | 640(P)                 |
| 1991-92 | 563(P)                 |

(注) (Upto Dec. 1991)

(P):Provisional

出所：「Manual for 100% Export Units  
Free Trade & Export Processing Zones」

(3) インセンティブ

産業政策及び輸出入管理制度に基づき、EPZとEOUには特別な制度が付与されている。

EPZとEOUに与えられたインセンティブは、以下の通りである。

- (a) 承認手続きは15日以内で自動的に許可される。他のケースでも所轄部局により45日以内で許可される。
- (b) 資本財、原材料、消費財等の輸入には輸入ライセンスを必要としない。
- (c) 資本財、原材料、消費財等に対する関税の免除。
- (d) インド国内市場から購入した資本財、原材料等の物品税の支払いの免除。
- (e) 製品に使用された国内の原材料により、製品の15%～25%は国内販売が許可される。
- (f) 外資の出資比率は、100%まで許可されている。
- (g) 州外から購買した際に支払った中央政府の売上税は、払い戻される。
- (h) EOUとEPZから輸出する際のいかなる制限の免除。
- (i) 輸出の注文書やL/Cの提示により180日間の特別融資を行う。
- (j) 外国の投資家により得られた利益と配当金の送金は、税引き後、自由である。
- (k) 市場レートで輸出により得られた金額を換金することは容易である。
- (l) 電話回線やテレックス回線が優先的に取り付けられる。
- (m) EOUとEPZの企業は鉄鋼製品の国際価格償還機構へ加入できる。
- (n) EOUやEPZからの輸出品は、強制的な輸出検査の義務が免除される。

(o) EPZに入居する企業は生産を開始する最初の3年間、工場をリースすることが出来る。

(p) EOUとEPZは操業を開始して、最初の8年間の内5年間は法人税が免除される。

### 5-4-3 工業団地

インド政府は、「第1次5ヶ年計画」(1952~1957)の終わり頃から工業団地の開発を積極的に力を入れてきた。

工業団地を開発する大きな目的は、以下の3点に集約される。

(a) 小規模企業に対して立地条件に合った給水、電気、道路、銀行、食堂、医療施設、通信施設等を提供すること。

(b) 多数の工場が集積するため共同のサービス・センターの建設、近代的工業技術の導入、原材料の共同調達、最終製品の共同販売、共同公告を行う等、小規模企業のデメリットを解消すること。

(c) 入居した企業同志が相互に交流することにより、製品やサービス面で補完関係を形成すること。

インド全体では、1990年の資料(Kothari's Industrial Directory, 1990)によると867の工業団地があり、現在も増加している(表5-20)。

地域的にはA.P.州、ビハール州、グジャラット州、マドゥヤ・プラディッシュ州、ラジャスタン州、U.P.州及びマハラシュトラ州に多く存在している。

工業団地の建設と運営管理については、中央政府と州政府とで役割を分担している。

中央政府は、主に州政府のために各種ガイドラインの作成や工業団地開発に関する調整、検討を行っている。

一方、州政府は工業団地の立地選定、地域開発、工場の建設、インフラ施設の整備を行っている。

このため、州政府の事業を実施する組織として、「州政府工業開発公社」等が設立されている。



表 5-20 インド各州の工業団地数

| 州／ユニオン テリトリー         | 工業団地数 |
|----------------------|-------|
| Andhra Pradesh       | 103   |
| Assam                | 8     |
| Bihar                | 52    |
| Chandigarh           | 1     |
| Dadra & Nagar Haveli | 2     |
| Daman & Diu          | 2     |
| Delhi                | 7     |
| Goa                  | 8     |
| Gujarat              | 140   |
| Haryana              | 12    |
| Himachal Pradesh     | 8     |
| Jammu & Kashmir      | 20    |
| Karnataka            | 67    |
| Kerala               | 30    |
| Madhya Pradesh       | 78    |
| Maharashtra          | 69    |
| Manipur              | 1     |
| Meghalaya            | 3     |
| Mizoram              | 2     |
| Nagaland             | 2     |
| Orissa               | 18    |
| Pondicherry          | 4     |
| Punjab               | 30    |
| Rajasthan            | 54    |
| Tamil Nadu           | 47    |
| Tripura              | 5     |
| Uttar Pradesh        | 86    |
| West Bengal          | 8     |
| - TOTAL -            | 867   |

Source: Kothari's Industrial Directory of India, 1990

#### 5-4-4 産業基盤の問題点

EPZは製品の輸出を目的とする企業を対象としている為、通常の工業団地に比べ税制等のソフト面及び道路、通信等のハードの両面から整備された産業基盤である。

しかしながら、他方、EPZには地場企業の育成等の国内の生産活動基盤の強化、拡充に直接的に貢献することが難しいなどの面もあり、途上国でのEPZを中心とする産業基盤の強化には解決するべき点が多々あるのもまた事実である。

現在インド国内に存在するEPZを概観した場合、概ね次のような問題点が考えられる。

##### (1) EPZの波及効果

EPZが存在することによって国内に還元する利益は、電気、ガス、上下水道等のインフラ整備に対するリターン（リース代）と労働力提供等の雇用創出効果等が挙げられるが、国民経済へのインパクトはそれほど大きいとは言えない。

##### (2) 地場企業とのリンケージ

EPZに入居している企業は資本財、原料、部品のほとんどを輸入に依存しており、地場企業との取引関係は極めて限定されている（MEPZの事例では入居企業が輸入に依存している比率は輸出額の約80%となっている）。

##### (3) 企業支援サービス

EPZにはソフト面からも多くのインセンティブが与えられているが、生産設備に直接関連しない設備（エアコン等）の輸入に対しては免税扱いとならない。また、商品サンプル又は廃品の資本財の持ち出しなどは通常の輸出手続きが必要等、事務手続きの繁雑と企業支援サービスが十分とは言い難い。

##### (4) インフラの未整備

EPZは電力、工業用水等のインフラ整備について対外的には支障がないとPRしているものの、停電、水不足等を指摘する企業もあり、企業は独自の発電設備等の設置を余儀なくされるケースもある。

こうした問題点を内包するインドにおけるEPZの現状や、インドの置かれている経済状況及び地理的な位置などを総合的に勘案すると、同国における安定した産業基盤の確立にはEPZを超える新たな方策が必要であろう。

## 第 6 章 モデル工業団地（IMT） の基本概念



## 第6章 モデル工業団地 (IMT) の基本概念

### 6-1 背景と目的

#### 6-1-1 基盤としての外資導入及び技術移転促進の背景

##### (1) マクロ経済から

###### (a) ASEAN諸国との比較

インド経済の動向及び規模を把握するため、主なASEAN諸国と比較した(表6-1参照)。

インドの人口規模はタイの約15倍、インドネシアの約5倍である。GDPはタイの約3倍、インドネシアの約2.5倍の規模である。これらの諸国の中では卓越した経済規模である。

しかし経済成長についてみると、1965年から1990年までの25年間のGDP成長は、ASEAN諸国は10~35倍の成長を示しているにもかかわらずインドは5倍で、これらの国の $1/7 \sim 1/2$ の成長にすぎない。また、インドのGNP/capitaはUS350ドル(1990年)で、ASEANでも低いインドネシアの約6割程度であり、タイの約 $1/4$ 、マレーシアの約 $1/7$ の程度とかなり低い。

更に、過去25年間(1965~1990年)のインドの成長率は1.9%とフィリピン(1.3%)より若干上廻っているものの、他のASEAN諸国(タイ、マレーシア、インドネシア)の半分以下の成長率である。

これらからインド経済の特色は、経済規模は大きいが経済成長率は他のASEAN諸国よりかなり停滞していると言える。

###### (b) 国際収支の悪化

第2章で過去10年間の国際収支の赤字及び経済動向について示しているが、それらを図6-1に示した。

表 6-1 インドとASEANの経済指標

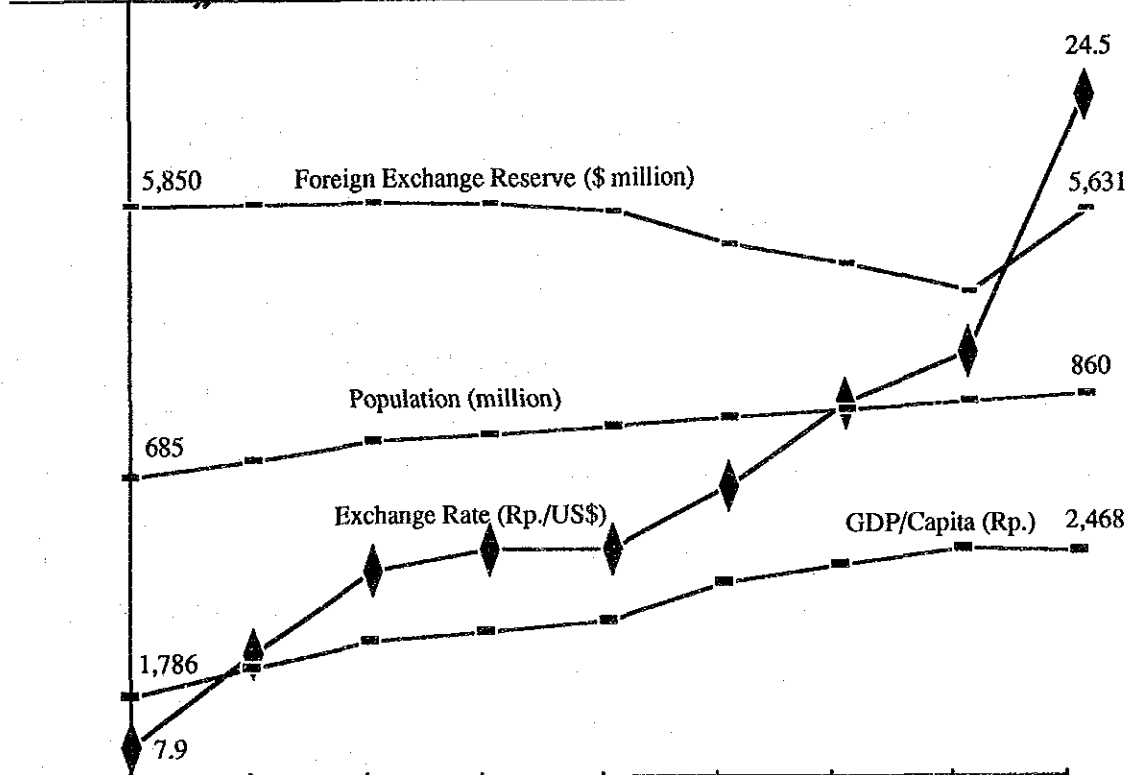
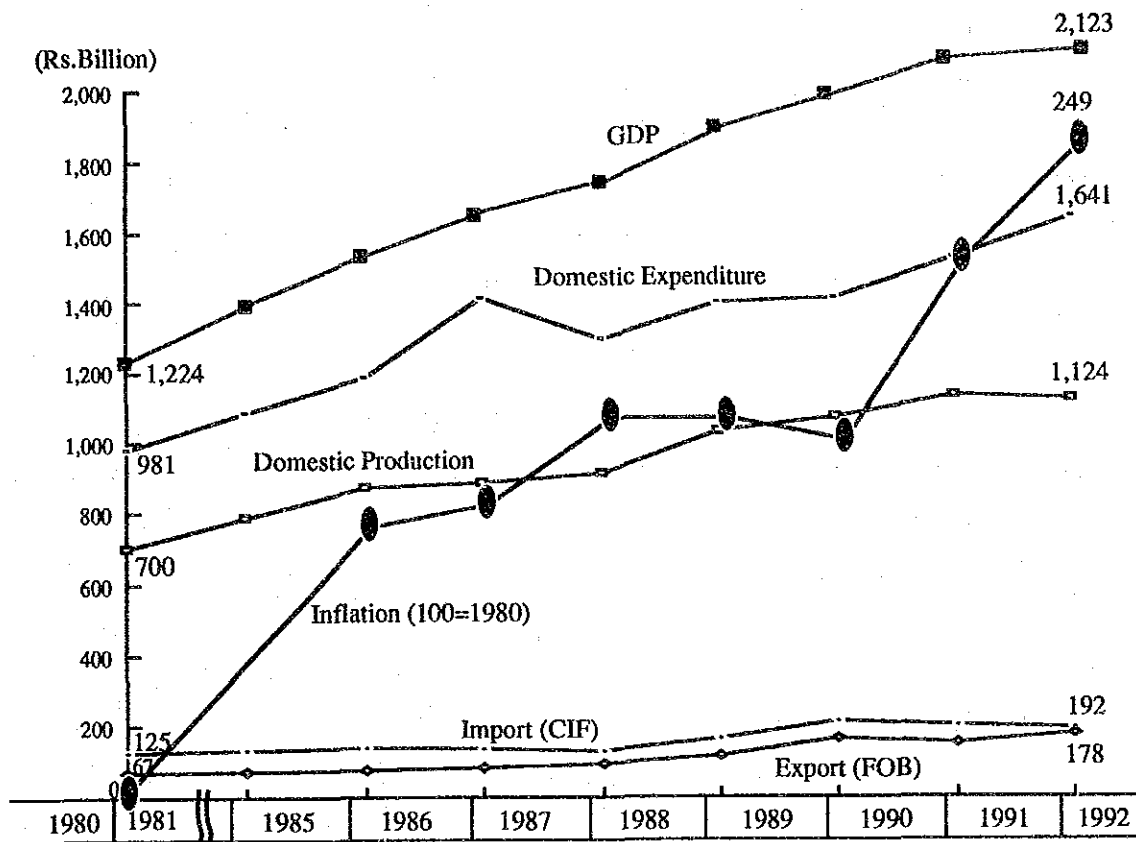
|                            | 人 口<br>(百万人)<br>1990年 | GDP (百万ドル)   |              |              | 一人当たりGNP (ドル) |       |                            | 年 平 均<br>インフレ率<br>1980~90年 |       |
|----------------------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------|----------------------------|----------------------------|-------|
|                            |                       | 1965年<br>(a) | 1990年<br>(b) | 成 長<br>(b/a) | 1980年         | 1990年 | 年 平 均<br>増 加 率<br>1965~90年 |                            |       |
| ア<br>セ<br>ア<br>ン<br>諸<br>国 | シンガポール                | 3.0          | 970          | 34,600       | 35.7倍         | 4,680 | 11,160                     | 6.5%                       | 1.7%  |
|                            | タイ                    | 55.8         | 4,390        | 80,170       | 18.3倍         | 683   | 1,420                      | 4.4%                       | 3.4%  |
|                            | マレーシア                 | 17.9         | 3,130        | 42,400       | 13.5倍         | 1,716 | 2,320                      | 4.0%                       | 1.6%  |
|                            | インドネシア                | 178.2        | 5,980        | 107,290      | 17.9倍         | 470   | 570                        | 4.5%                       | 8.4%  |
|                            | フィリピン                 | 61.5         | 6,010        | 43,860       | 7.3倍          | 729   | 730                        | 1.3%                       | 14.9% |
| インド                        | 849.5                 | 50,530       | 254,540      | 5.0倍         | 233           | 350   | 1.9%                       | 7.9%                       |       |

出所：世界開発報告 1992

GDPは1980年の12,240億ルピーから21,230億ルピーまで年平均5.7%増加したが、人口増加も685百万人から860百万人と年平均2.3%であったため、GDP/capitaは1,786ルピーから2,468ルピーと年平均実質成長率は3.3%程度である。

貿易収支は過去10年間以上毎年赤字となっている。赤字額は年によって異なるが、輸出額に対して30~80%の輸入超過の状態がつづいてきた。特に、輸入全体の約1/4を占める石油価格の上昇による輸入額の増大に加え、90年の湾岸戦争による在中東出稼ぎ労働者からの送金減により90年末には国際収支が悪化し、外貨準備高は2,236百万ドルまで減少するなど最悪の経済危機に直面することとなった（この時期にインドはIMFに10億ドルの融資を申請した）。

これによって、インド政府は抜本的な経済改革に取り組むこととなった。



Note: Rp billion is constant price at 1980/81  
refer to Table 2-1

図 6-1 インドのマクロ経済指標の推移

## (2) 国家計画から

第8次5ヶ年計画の主要課題は、①雇用機会の創出・拡大と②国際収支の改善である。しかし、これまでの動向では中産階級の購買力拡大により輸入は益々増加傾向にある。国際収支を改善するためには輸入削減による外貨節約を図ることが基本的課題である。

輸入を削減するためにはインド国内産業を強化し、効率的生産を行い、輸入品に対抗できる高品質製品の生産体制を確立する必要がある。

### (a) 民間製造業部門の育成による雇用機会の拡大

第2章2-2-1項「部門別投資計画」に示されているとおり、第8次5ヶ年計画の総投資額に占める民間部門の比率は約55%を占めており、公共部門への投資比率より高く、更に、民間部門への投資額のうち製造業部門はその約1/3を占めていること。つまり、インド政府は経済活動の自由化政策に基づき民間製造業部門を育成し、雇用機会の創出と拡大を図ろうとしている。

### (b) 国際収支の改善

第2章2-2-2項経常収支赤字額(CAD)は第8次5ヶ年計画期間中で約5,500億ルピー(表2-21参照)が見込まれているが、この約50%に相当する2,870億ルピーは外国政府援助で、約40%に相当する2,130億ルピーについては外国から民間資本を充当する予定である。これによると外資導入は民間製造業部門育成と経常収支の赤字軽減を意図している。

## (3) 新産業政策から

1991年7月発表の新産業政策(NIP)では、これまでの国家統制・管理による経済運営、産業政策を大幅に方向転換した。これは産業間の交流を活性化させ、産業構造を改善すると共に、市場経済化の推進を図ろうとするものである。

具体的には自由経済の促進を前提とした①民営化の促進－国営・公共部門は徐々に民間に開放する②外資導入の推進－外資導入を必要とする分野の規制を緩和し、外資の積極的導入を図ることになっている。



#### (a) 産業体質の改善

これまでの統制経済のもとでの生産、供給体制には種々の制約があった。例えば、工場設立、設備増強、独占的生産等である。同時にそれは既得権者にとっては権益により保護された生産体制を作り出す結果となり、生産者（企業家）は“作れば売れる”環境下であったため、製品の品質改善意識は薄れていた。一方、買入者（企業家）及び消費者は制約された供給に従わざるをえない状況下であった。

しかし、自由経済への転換による市場メカニズムに基づく生産者間の自由競争により、市場対応型の生産体制の確立が必要となった。このためには、先端技術・経営手法を有する外資導入による産業体質の改善が有効手段であることが認識された。

また、インド政府は製品の品質改善に積極的に取り組む方針であり、輸出入政策（1992～97）によれば品質改善のための新しい組織（国家品質会議、NQC：National Quality Council）を1993年中には設立する計画である。

#### (b) 外資枠51%まで拡大

新産業政策、新貿易政策及びそれ以降に発表された諸施策の基本は、資本財及び中間財の輸入規制の緩和である。特に輸出製品の製造に必要な資本財及び中間財の輸入規制の自由化の推進である。これは「第4章外資導入施策」に示されているとおり、外国資本の出資比率を51%まで拡大したことをはじめ、従来の外資に課せられてきた種々の規制を大幅に改善し、外資導入を推進することである。

### 6-1-2 外資導入及び技術移転促進の方策

外国企業の海外投資目的を日本の製造業者の事例でみると、図6-2に示すように「現地市場の確保」、「労働力の確保・利用」、「現地政府の優遇策」を大きな要因としている。

この観点からインドを投資先としてみた場合、先に示した通り経済規模（GDP）はASEAN5ヶ国の数倍に及ぶ規模であり、また、人口規模も大きく労働力確保の面等からは外資にとって魅力的な投資国の一つと言えよう。

しかし、図6-3に日本からアジア諸国への投資状況を示すが、インドへの投資はASEANに比較するとそれほど多くはない。インドへの投資が伸びない要因を分析するため日系企業が他のアジア諸国に進出して直面している問題点を図6-4に

示した。日系企業が海外進出上問題としている事項はアジアNIE SとASEANとは異なっている。アジアNIE Sの場合は「労働賃金の上昇」、「労働問題」、「他国との競争」を多く指摘しているのに対し、ASEANについては「インフラの未整備」、「外資導入政策」、「サポーティング企業の不足」を指摘する企業が多い。

以上から外資導入及び技術移転促進のためには「ソフト面」及び「ハード面」からの整備が必要である。

(1) ソフト面

外資を導入するためには政策・制度に関するソフト面からの整備が重要である。

なお、第4章からも明らかなおり「新産業政策」発表後の外国投資実績が投資金額ベースで前年の7倍以上、また件数ベースで2.4倍に増加したことは、ソフト面の改善が外国投資家に与える影響が大きいことを示唆している。

(2) ハード面

外資を積極的に導入するためには、企業の生産活動の基盤である社会インフラ・工業インフラを国際水準に整備する必要がある。

これは、前記したASEAN諸国に進出した日系企業が最大の問題点としていることから明らかである。

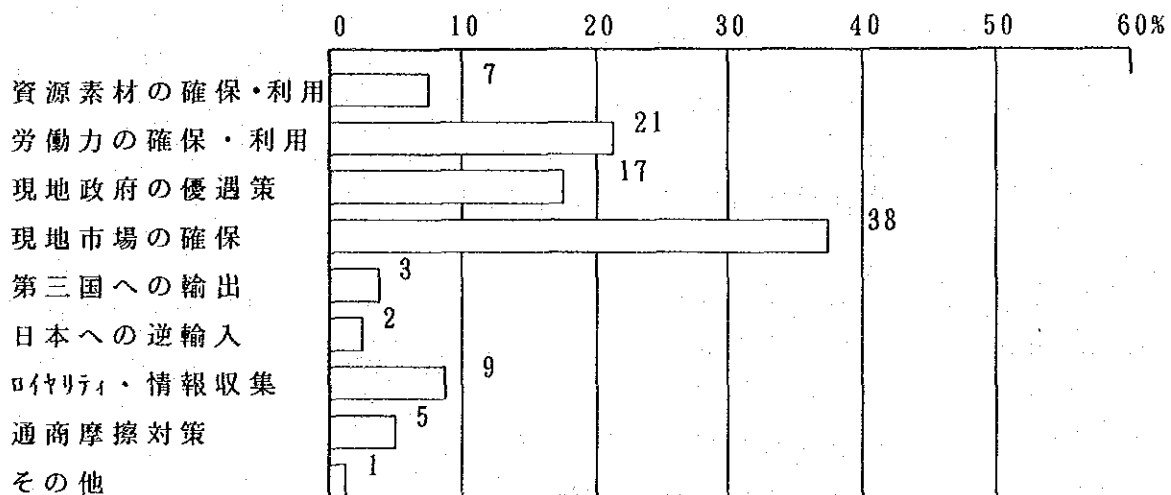
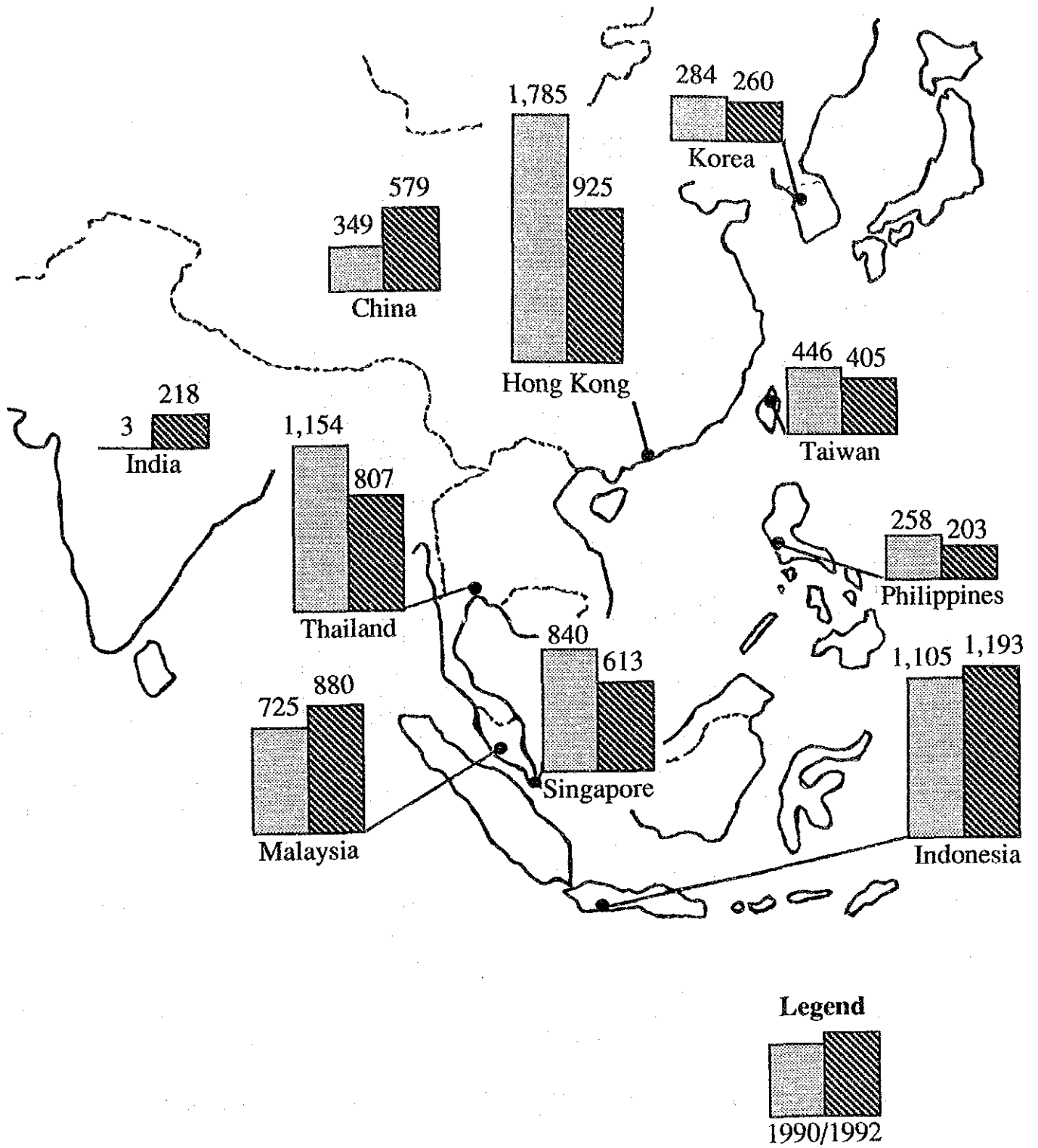


図 6-2 日本企業の海外投資目的

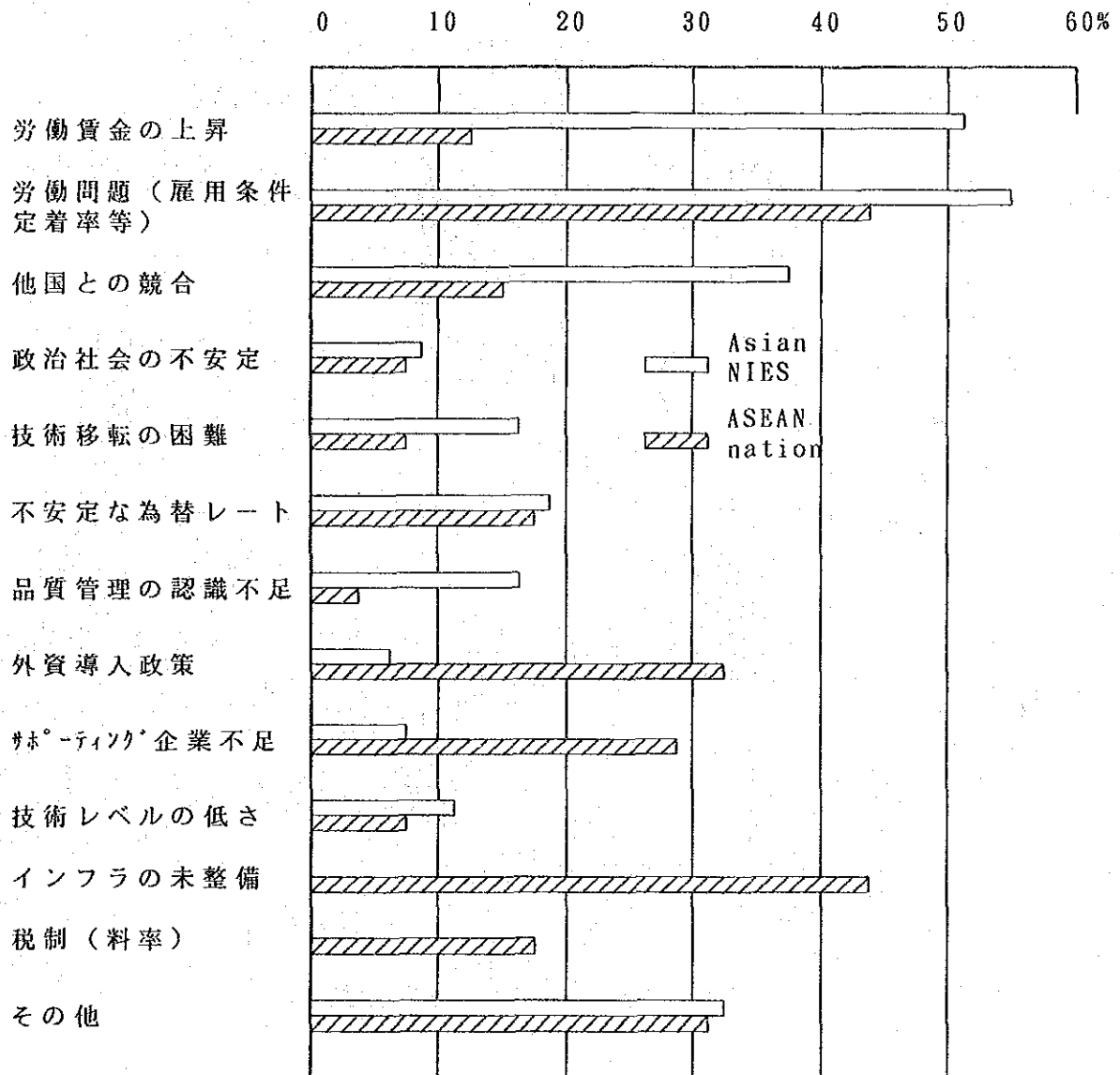
(注) 海外現地法人の投資目的に関するアンケート複数回答件数より作成  
 (出所) 「91/92 会社別海外進出企業」 東洋経済



(Unit : Million \$)

(Source : Ministry of Finance)

図 6-3 日本からアジアへの投資動向事例



Source: White Paper on International Trade Japan 1992  
Japan External Trade Organization (JETRO)

図 6-4 日本企業がアジア諸国に進出して直面している問題

### 6-1-3 IMTのねらい

#### (1) IMTの目的

技術移転を伴った外資導入を促進する現実的で効果的な手段としてIMTの概念が形成されてきたが、具体的には次の目的を持つべきである。

##### (a) 国内市場の需要に対応する製品を生産する国内産業の拡大

現在のインドの輸入構造をみると「石油及びその関連製品」を除くと「化学及びその関連製品」、「機械・電気及びその関連製品」、「鋼材関連製品」及び「貴金属・宝石類」が輸入の大半を占めている（図6-5参照）。これらのうち「貴金属・宝石類」は加工され、そのほとんどが輸出されているが、その他の製品は内需対応による輸入である。これらの内需対応型工業の育成・強化を図ることである。

##### (b) 外資導入に伴う先端技術・経営手法の技術移転を積極的に進め、地場産業を振興する。

内需対応型の地場産業進行の為には、国内企業において現在の輸入製品と競争できる製品品質を安定的に確保すると共に、国内の需要を的確に捕らえ、それを製品に反映できるような経営手法の改善等が必要であり、このためには外資が有しているさまざまな技術、手法を吸収する事が有益である。

よって、IMTは、外資と地場企業が効果的に技術移転を得られる環境整備をこれまで以上に促進させようとするものである。

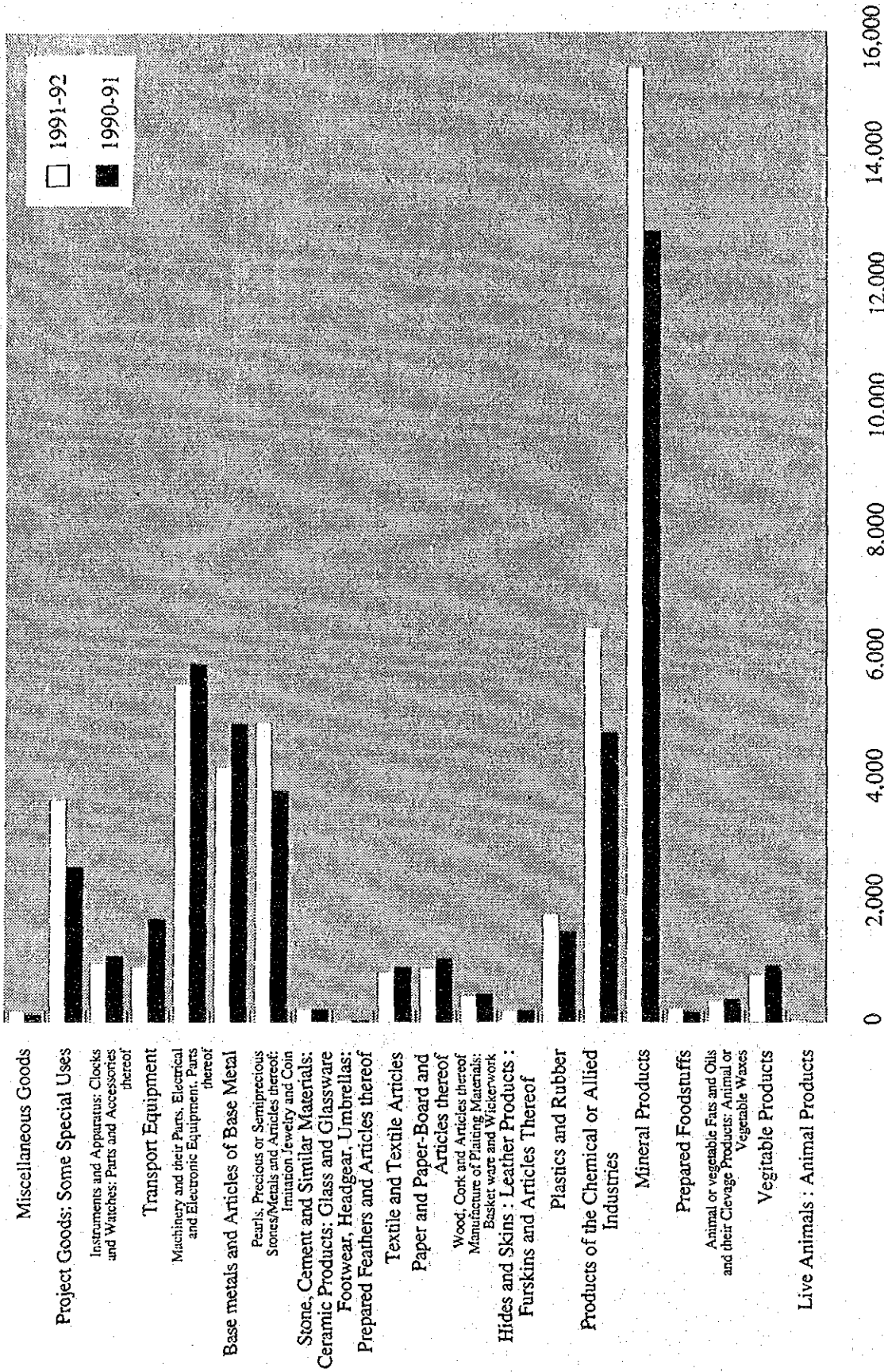
#### (2) 波及効果

##### (a) サポート産業の育成

国内産業が増加傾向にある輸入品と対抗していくためには、中間財、部品等の供給メーカーの成長が図られるべきである。

インドにおけるサポート産業の現状は、従来より取られてきた国内産業の保護政策、例えば国内製品の使用の義務付け「段階的国産化計画（PMP）」等の政策的背景による半ば強制的な調達により維持されてきた面もあるが、一方では調達者にとって低価な国内製品を使用することは、品質面で問題がある場合も考えられるものの、全体としてコストダウンにつながるというメリットがあることも事実であろう。

UNIT: Rs 10 million



Source : Monthly Statistics of the Foreign Trade of India, March 1992, DGCIS of Ministry of Commerce

图 6-5 主要输入品目

今後のインドにおけるサポーターティング産業の育成に当たっては、同国の経済自由化政策及び産業政策の進捗状況を見守りながら、国内調達製品の品質向上を図るため、外資企業による中間財・部品等の国内供給メーカーに対する技術指導などによる同産業の育成を図る事が重要である。なお、進出外資企業による中間財・部品等の国内調達状況に関する事例調査は以下の通りである。

#### 事例調査

- ・ A社（自動車製造業）：同社の生産開始年時（1983年）に於ける取引企業数は約80社、取引額は約150百万ルピーであったが、1992年では企業数が370社に、また取引額は約8,100百万ルピーと増加している。つまり過去10年間で取引企業数は約4.6倍、取引額は約54倍に増加している。
- ・ B社（ハーネス製造業）：同社の外部からの半製品部品調達率の約70%はインド国内企業に依存している。設立当時（1989年）に於ける取引企業数は約20社、取引額は約17百万ルピーであったが、現在（1992年）では企業数が220社、取引額で約84百万ルピーと増加した。過去4年間で取引企業数は11倍、取引額は約5倍に増加している。
- ・ C社（発電機、エンジン、ポンプ製造業）：同社の生産開始時（1988年）に於ける取引企業数は約20社、インド企業への外部依存率は約32%であったが、現在（1992年）では企業数約110社、外部依存率約90%となっている。過去5年間で取引企業は5倍以上、外部依存率は約3倍に増加している。
- ・ D社（自動車用ガラス製造業）：同社の生産開始時（1987年）に於ける取引企業数は30社であるが、現在（1992年）では1,500社に増加している。但し、インド企業への依存率は約20%程度にとどまっている。これは、原料のガラスをアセアンから輸入しているため、今後はインドの原料・部品を増加させる予定である。

#### (b) 国際収支の改善

実質的に輸入代替が進み製品の質が向上してくれば、輸出も進み国際収支が改善できる。

長期経済開発計画画面からは、現在輸入に多く依存している製品を国内において輸入製品と同品質の製品が生産できれば輸入依存率は低下する。また、国際競争力を有する製品が最終的に輸出に結びつけば、更に国際収支は改善されることになる。

以上 I M T の概念の発展を図6-6に示す。

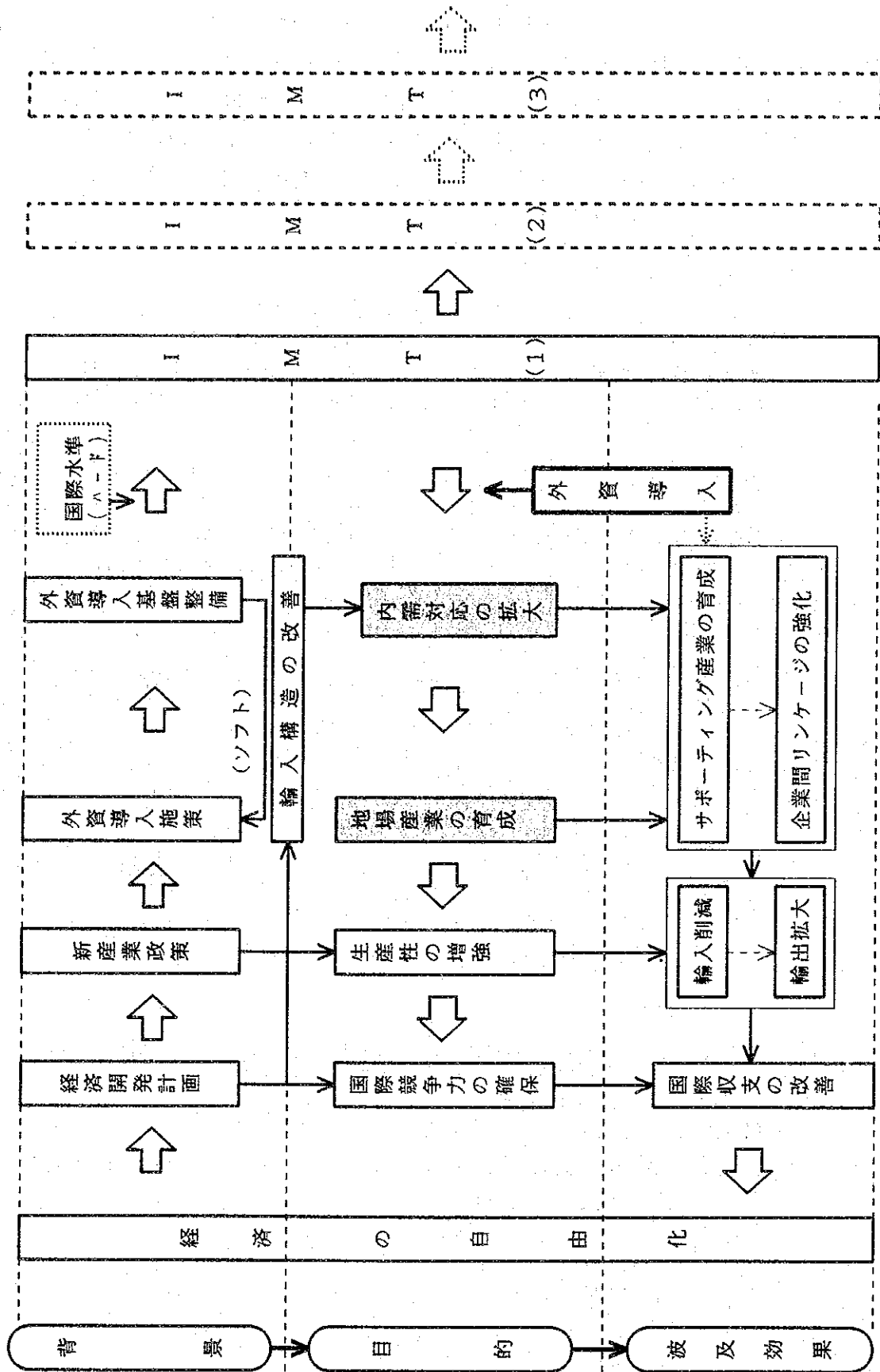


図 6-6 I M T の概念形成



## 6-2 I M Tの開発シナリオ

I M Tの開発シナリオを「現在の産業構造」と「将来の産業構造」の比較で説明する（図6-7、図6-8参照）。

### 6-2-1 産業構造の強化

#### (1) 現在の産業構造

現在の産業構造は図6-7に整理できる。主として国内市場に向けた国内産業と輸出指向のE P Z及びE O Uが大きな構成要素である。

E P Zに存在する企業の製品は原則的には全て輸出(c)であり、その原料、中間財、部品のほとんどは輸入(a)に依存している。

国内からは原料の一部、労働力の調達、インフラ及びユーティリティーの提供(b)を受けている。

E O Uも基本的にはE P Zと同様であるが、原料、中間財、部品等の調達のつながり(e)が若干ある。

国内産業は原料、中間財、部品等を海外から調達(h)する企業もあれば、国内から調達(i)している企業もある。製品のほとんどは国内市場に供給され(k)、一部海外に輸出(l)されている。

国内からは原料、労働力、ユーティリティー等のサービス(j)を受けている。

(注) 記号は図6-7の記号を示す

#### (2) 将来の産業構造

図6-8は将来I M Tが形成された場合の将来の産業構造の変化を示している。

I M Tが既存産業間に形成された場合、新たに発生する要因は“M”、“N”、“P”、“Q”及び“R”である。つまり、I M Tが形成されることによってI M Tは一部の既存企業同様、海外から原料、中間財、部品等を輸入(M)すると共に、国内の既存企業からの調達(N)も行う。また、生産した製品はI M T外の国内企業に供給(P)することもあり、最終製品は主として国内市場へ供給(R)される。

I M T内の企業とI M T外の企業とのリンケージが強化されることによる相乗効果がねらいであり、可及的速やかにインド産業構造の拡大と技術レベルの向上を意図している。

(注) 記号は図6-8の記号を示す